

北欧中世（スウェーデン）における土地所有形態

— ヨーロッパ中世成立期の土地制度研究の一階梯として —

伏 島 正 義

はじめに

ヨーロッパの中世成立期における土地制度については、古くから激しい論争がくり返されてきた。それは1語で言えば、共同体理論ないし一般自由人学説と領主制説との争いであったとすることができる。この論争の状況をペロウ G. von Below は、「一時は(ドイツ)太古代 (Deutsche Urzeit) の身分的・経済的状态にとってグルントヘルシャフトこそどこまでも支配的な要素であったと考えられ、次には十数年間も一般自由人 (Gemeinfreie) をもって住民の主要層とする説が人々の見解を規定し、十九世紀の末には領主説 (Die grundherrliche Theorie) が再び強力に台頭し、今日においては修正された一般自由人説が疑もなく優越である。」¹⁾ と言っている。最近の状況を端的に言えば、古ゲルマン社会に関するマウラー G. L. von Maurer 的な古典的共同体理論は、そのものとしては否定され、むしろクーランジェ F. de Coulanges の理論に流れを汲むなんらかの領主制支配、貴族制支配、あるいは豪族制支配を想定する理論が大勢を占めていると言ってほぼ間違いはないであろう。

ところで、これまでなされた議論の対象地域は主として西ヨーロッパ (西欧) であり、北ヨーロッパ (北欧) は議論の中心的対象とはならなかった。そこで本稿は北欧中世における土地制度について、具体的に次章の(A)―(C)の3点に問題を提起し、検討を試みる。北欧中世の土地制度を検討するのは、第1に、史料的条件が存在している。第2に、北欧が、西欧社会の文化的源泉の一つであるゲルマン文化の源流地点である故のみならず、後述するように、ヨーロッパの中世成立期の土地制度について貴重な示唆を与えてくれるものと思われるからである。

註

- 1) ゲオルグ・フォン・ペロウ著、堀米庸三訳『ドイツ中世農業史』1955年、3―4頁。途中略。他に同書7―8頁参照。

第1章 問題提起

(A) 最近百瀬宏氏は、北欧中世に関して、「広い意味での封建制」の成立と「一般論」としての「農民の自由」²⁾を挙げられた。ところで、西欧における封建制とりわけ封建的土地所有についていえば、土地に対する重疊的ゲヴェーレと領主裁判権を法的根拠とする経済外強制の2点が主要な特質であり、したがって論点となる。ゲヴェーレ(Gewere)とはゲルマンにおける物権法上の基礎的観念であり、事実的支配を表象するものである。ゲヴェーレの内容はその客体によって著しい差異がある。すなわち、客体が動産である場合は、その動産を現実的(leiblich)に所持(Gewahrsam)していることが原則的な条件である。しかるに客体が不動産である場合は、必ずしも現実的支配を要件とせず、同一物の上に複数の所有者的ゲヴェーレが同時に存在し得る。但し、問題となるのはその一つが他に対してより強いのか否かということであり、たとえば上級ゲヴェーレ、下級ゲヴェーレの相関関係が問題となる。いわゆる重疊的ゲヴェーレ(mehrfache Gewere)といわれる所以である。こうした事情が生じるのは、不動産支配が、動産を客体とする場合と異って、ある程度の観念化の段階に到達したことを意味している。「要するに、中世ゲルマン法においては、既に赤裸々な事実支配から独立した物権が成長しつつあったのかかわらず……しかもなおそれらの権利はまだ事実的支配から完全には分化し得ず、物権は、『現実的』支配と結合して、『現実的』支配において、存在しなければならなかったのである。」³⁾このように「事実支配と物権的権原とは、ローマ法の *possessio* と *dominium* のように峻別対立せしめられないで、ゲヴェーレにおいて不可分に結合していた。」⁴⁾これこそがゲルマン的ゲヴェーレの特質である。中世のゲヴェーレは、現実的支配を基本的要件とする古代的ゲヴェーレと、その要件からの離脱を一段と強化した、つまり観念化した、近代的「ゲヴェーレ」(所有)との中間にあったと言える⁵⁾。このように封建的土地所有がゲヴェーレに基礎を置いている限り、土地の利益(Nutzung)を享受する(下級ゲヴェーレに基づく)直接生産者から、領主が封建地代を収取る(上級ゲヴェーレに基づく)手段は、裁判領主権を法的根拠とする経済外強制(ausserökonomischer Zwang)に依らざるをえない。さて、このように封建的土地所有の特質を設定した場合、はたして北欧中世においてはそうした特質を検出するであろうか。しかもそれが「農民の自由」といかに関わっているであろうか。これが北欧中世における封建制成立説に対する検討課題である。

(B) 熊野聰氏は、北欧中世農民の土地所有形態は「個人的土地所有」と規定された⁶⁾。これは、「土地所有関係が実力関係の基礎的なのではなくその逆である」⁷⁾という性格のものである。しかも国家的機関を欠如し、農民たちが相互に所有を保証し合う限りにおいて、「個人的土地所有」は「私的所有とは区別されるべき」⁸⁾もの、と氏は主張される。氏の主張にしたがえば

「個人的土地所有」の所有形態は、換言すれば、ゲルマン的ゲヴェーレによる、と想定しうるものと思われる。しかしながら氏は、「個人的土地所有」について、「個人の所有した土地に対する所有者の権利が、自由処分権を含む発展した所有権であることは、売買と相続の事実から知られ⁹⁾、そうした所有権は「法的に公認され⁹⁾る、と主張される。氏はこの主張、すなわち「発展した所有権」「法的に公認」において、ややもすれば、あたかもローマ法的所有権(dominium)を想定されておられるのではないかと、この印象を筆者は払拭してない。仮に筆者のこの印象を前提とするならば、氏の主張には矛盾がある。したがって、氏の主張を検討するためには北歐中世における土地所有形態の実態を史料に則して再検討してみる必要がある。そこで特にここにおいて問題点を挙げれば、第1に「売買と相続の事実」からただちに「発展した所有権」を結論づけられるのか。第2に、そもそも国家成立以前の段階において、「法的に公認」とは何か。

以上、(A)、(B)に掲げた問題点を解明する共通の鍵は、北歐中世における土地「所有」の実態を明らかにすることにある。本稿においては、北歐中世における土地所有の一端として、中世スウェーデン¹⁰⁾における土地「所有」の実態を考察し、これらの問題を検討したい。その場合、スウェーデンにおいて13世紀初期に編纂されたヴェストウイェータ法書の分析を中心とする。

ここで史料の概略を述べておく。ヴェストウイェータ法書(laghbok voesgöta, västgötalagarna)は、元来判告集(laghsagha)という性格のものであったが、およそ1219年から1229年の間のいずれかの年にエスキル・マグヌッソン Æskil Magnusson の発意で書き記されたいわば地方法書(rättsböcker) [cf. 地方法典(lagböcker)]である。元来の性格からして、これはルンバル Lumbær (9世紀ないし10世紀)による判告集の面影を伝えている。本稿で中心的史料とする写本(Cod. Holm. B 59)は、およそ1280年から1296年の間に成るいわゆる「旧ヴェストウイェータ法書 Äldre Västgötalagen」である(以下 VgLI と略記。法書・法典名を特記しない場合は当該法書・写本を指すものとする)。これは、1281年から1300年の間により詳細に再編纂され、これを1350年頃に成る写本(Cod. Holm. B 58)において見ることができる(新ヴェストウイェータ法書 Yngre Västgötalagen (以下 VgLII と略記))。当該法書(VgLI, VgLII)の

法書・法典名 (本稿略記法)	写 本	法書・法典成立年代
Dalalagen (DL)	Cod. Holm. B 54	1327
Gutalagen (GL)	Cod. Holm. B 64	1286/1303
Hälsingelagen (HL)	Cod. Ups. L. 49	1320/1347
Skånelagen (SkL)	Stockholm MS B 76	1203/1212
Smålandslagen (SmL)	AM. 51 4 : 0	1300
Södermannalagen (SdmL)	Cod. Holm. B 53	1327
Upplandslagen (UL)	Cod. Ups. L. 12	1296
Västmannalagen (VmL)	Cod. Holm. B55/57	1296/1347
Östgötalagen (OgL)	Cod. Holm. B 50	1286/1303

法域は、ヴェストウイェータランド Västergötland, ダルスランド Dalsland, およびスモーランド Småland の北西部モーヘラズ Mohærap である。本稿で関連する他の地方法書・法典は前表¹¹⁾のとおりである。

なお, VgLI の構成は次のとおりである。「教会 (Kirkiu bolkoer)」 §§ 1~22。「殺人 (Amandrapi)」 §§ 1~15。「傷害 (Af sœrœ malum bolkar)」 §§ 1~6。「偶発的傷害 (Af vapœ sarum)」 §§ 1~5。「殴打 (Bardagh bolkoer)」 §§ 1~9。「賠償不能 (Orbotœ mal)」 §§ 1~10 (1条より成るものは項数。以下同じ)。「相続 (Arfpœr bolkoer)」 §§ 1~25。「婚姻 (Giptar bolker)」 §§ 1~9。「法喪失 (Retlosœ bolker)」 §§ 1~13。「土地 (Iordpœr bolkoer)」 §§ 1~20。「水車の建設 (Huru myulnu skal gœrœ)」 §§ 1~8。「窃盗 (Piuuœ bolkoer)」 §§ 1~19。「横領事件 (Fornœmix sakir)」 §§ 1~6。「横領 (Fornamix bolkoer)」 §§ 1~11。「道化師の法 (Lecara rœtar)」。「王 (Conongs bolkoer)」。「裁判区の分割 (Horo þing lot skal skiptœ)」。「司教ブリニユラー Bryniuluær の布告 (Biscups bryniofs stapue)」 §§ 1~6。「ヴェストウイェータの教会 (Westgöta kyrkior)」。

ところで, 上記の諸史料には「ランドブー (landbo)」という語がくり返しあらわれる。この語は中世スウェーデンに広くみられる農民の一部で, 一般に「借地農 (Pächter, tenant)」¹²⁾ の訳語が与えられている。しかし彼が地主 (ブーンド (bonde), 自由な土地「所有」農民) に隷属的であったか否かについては意見がわかれる。その大要は以下のとおりである。今世紀60年代末のグランツナー P. Glanzner¹³⁾ の主張によれば, 地主 (jordeghandi, Grundeigentumer) とランドブー (landbo, Pächter) は, 通常6年—8年間の自由な借地契約 (ein durch freie Übereinkunft gleichberechtigter Vertragspartner zustande gekommenen Vertrag)¹⁴⁾ を, 契約料 (gif(p)t)¹⁵⁾ を媒介として, 締結する (die persönliche Freiheit und das Fehlen eines herrschaftlichen Moments)¹⁶⁾。彼の主張に加えて, 契約を破棄する場合, 契約料の返還のみならず, 播種後ならばその播種相当量, すでに犁耕されていると投下労働力の相当量, それぞれの補償を地主は負っていた (exv. SdmL, J§10pr; UP, J§13-3) 点を斟酌するならば, 地主にとって契約破棄は慎重とならざるをえないと解せられる。

しかし, グランツナーの考えた「自由な」借地契約は, 上述の一定条件を満足するならば, 破棄することも「自由」であったことを意味している。グランツナーに先だつ今世紀60年代初頭, ピカルチェク S. Piekarczyk¹⁷⁾ はこの点を強調し, 次のように考える。まず, ランドブーの経営する土地の生産性, 十分の一税, 地代, 6—8年毎に契約更新時に支払われる契約料などは, ランドブーにとって経済的に厳しいもの (difficult)¹⁸⁾ であった。したがって諸地方法書・法典¹⁹⁾ は悲惨なランドブーの姿を描いているが, ひとり地主のみが, 一定の条件を満たすことによりランドブーを追放 (vraka-ÖgL, B§9-1 一筆者補註) する自由を享受した²⁰⁾。経済的に困窮した

ランドブーは、必然的に土地への緊縛が強められ（the land could be alienated with the lanbo）²¹⁾、移動の自由も奪われ（restrict the landbors' possibility of moving from the farm）²²⁾、自由は厳しく制限された（their freedom was...very limited）²²⁾。つまり借地契約はランドブーの収奪を可能ならしめた（the lease contained elements which could be used as means of compulsion）²³⁾。

このような見解の対立にたいして、リードクヴィスト Th. Lindkvist²⁴⁾ は最近の研究で概略次のように考える。北欧に伝統的な世襲地（oavyttrigsbar ättegendom）を所有する農民（självägande- eller allodialbönder）は、新興貴族や教会へ土地を寄進するなど（donationer eller överföringar）を契機として、中世初期（den äldsta medeltiden）ランドブーに転化した。しかしランドブーと地主（jordägare）の関係は概して経済的性格（ekonomisk karaktär）のものであり、ランドブーは自由な法的権能（rättskapabla personer）²⁵⁾を保持し、借地契約の期間中地主への人身的隷属関係（personella beroendeförhållanden）も経済外強制（utomekonomiskt tvång）も負わなかった。

14世紀初頭、限定された地域において、荘園（curiæ, mansiones, stora (huvud) gårdar）が一部形成されるが、荘園を形成するに至らぬ中小土地所有者は、地主であると同時に自ら働く農民（en subsistensproducent）であった。したがってこのような中小土地所有者＝地主とランドブーとを区別することは困難な場合も少なかった（inte alltid ha varit särskilt skarp）²⁶⁾。

本稿においては、上記3者の見解の相違をふまえて、次に問題を提起する。

(C) 上にみたランドブーについての異なる見解の争点は、ランドブーが地主にたいして隷属的であったか否かである。筆者はこの問題を次のように考える。第1に、ランドブーがブーンドから転化したものであることは前述した。しかし、「ブーンドの大部分は土地所有者として存在をつづけ（En mycket stor del av Nordens bonder har förblivit självägande.）²⁷⁾、しかもブーンドは当時の農業社会において「社会的基礎をなした（Den självägande bonden var samhällets bärande element.）²⁸⁾」のである。「ブーンド（ノルウェー）は、中世を通して身分的自由を喪失しなかった（Under hele middelalderen forble den norske bonde fri fra personlig avhengighet.）²⁹⁾」点は留意しなければならない。第2に、ブーンドが社会構成上大部分を占めたのであるならば、ブーンドの在り方を検討することによって、ランドブーについてなんらかの示唆を得ることができるのではないかと考える。ブーンドからランドブーを検討するこの問題解決の視角は、さきにみたランドブーについての議論が、いずれもその主要な論拠を前記諸史料のランドブーに関する規定部分に置いていたから、本稿の新しい試みである。つまり、土地「所有」者たるブーンド＝地主の土地所有権が、たとえば西欧の封建的土地所有権と同一の歴史的性格をもつものであったか否か、したがって、借地人たるランドブーとブーンドとの関係が、西欧

封建社会の領主—農奴関係と同一のものであったか否か、ということである。この問題は、同時に、中世における「地主—借地人」という経済的関係が、「領主—農奴」という階級関係と等置できるか、という問題を検討する材料となる。当該(C)に掲げた問題点を解明する鍵は、前記(A)(B)の場合と同様、北欧中世における土地「所有」の実態を明らかにすることである。具体的には前記(A)(B)の場合と同様、中世スウェーデンにおける土地「所有」の実態を考察することにより、この問題を検討してみよう。

註

- 2) 百瀬宏著『北欧現代史』1980年、35—37頁。筆者はかつてこの点について問題の指摘にとどめた（拙稿「12—13世紀の『都市』ニダロス—Bjarkeyjar rétrr を中心にして—」『史学雑誌』第90編9号、1981年、註47）。本稿はこの具体的検討の機会である。
- 3) 川島武宜著『近代社会と法』1969年、234—235(238)頁。なお、ゲヴェーレについてはとりあえず以下参照。同著『所有権法の理論』1968年、102—169頁。石田文次郎著『土地総有権史論』1927年、131—181頁。同著『財産法に於ける動的理論』1928/1943年、107—192頁。西本穎著『西洋法制史講義』1936年、228—234、239—241頁。
- 4) 川島著『近代社会一』（前掲）、233頁。
- 5) 同上、199、232、235、244頁。
- 6) とりあえず、熊野聰著『共同体と国家の歴史理論』1976年。同著『北の農民ヴェイキング』1983年。
- 7) 熊野聰「ゲルマン的自由と首長制」『彦根論叢』158—159号、1972年、227頁。
- 8) 同著『共同体と一』（前掲）、267頁。
- 9) 同「初期アイスランド社会の土地所有と民会」『歴史学研究』347号、1969、5頁。
- 10) 西暦1060年から1521年まで。Solve Göransson, 'Field and Village on the Island of Öland' (以下 'Öland' と略記), *Geografiska Annaler* (以下 GA と略記), vol. XL, nr. 2, 1958, s. 104 n. 1. Staffan Helmfrid, 'Östergötland „Västanstång”' (以下 'Vstång' と略記), GA, vol. XLIV, nr. 1-2, 1962, s. 276.
- 11) 写本の名称は、複数存在する場合はその中の一編。地方法書・法典成立年代の確定は困難である。これは諸見解、解釈の最大公約数的性格のものである。本稿の原典テキストは下記を使用した。
Corpus codicum suecicorum medii aevi (以下 CCS と略記), vol. VIII: utg. Axel Nelson, *Lex Helsingiae (Hälsingelagen)*, 1948; vol. XII: utg. Elias Wessén, *Lex Vestro-Gothica vetustior (Äldre Västgötalagen)*, 1950. *Samling af Sweriges Gamla Lagar (Corpus juris Sueo-Gotorum antiqui)* (以下 SSGL と略記), vol. I: utg. H. S. Collin/C. J. Schlyter, *Westgöta=Lagen, 1827*; vol. II: utg. Collin/Schlyter, *Östgöta=Lagen, 1830*; vol. III: utg. C. J. Schlyter, *Uplands=Lagen, 1834*; vol. IV: utg. C. J. Schlyter, *Södermanna=Lagen, 1838*; vol. V: utg. Schlyter, *Westmanna=Lagen, 1841*; vol. VI: utg. Schlyter, *Helsing=Lagen, Kristnu=Balken af Smålands=Lagen och Bjärko=Rätten, 1844*; vol. VII: utg. Schlyter, *Gotlands=Lagen, 1852*; vol. IX: utg. Schlyter, *Skåne=Lagen, 1859*. 本稿ではこの原典から直接邦訳することとする。但し、邦訳に際しては以下を参考とする。SSGL, vol. XIII: C. J. Schlyter, *Ordbok till Samlingen af Sweriges Gamla Lagar, 1877*. (以下 ORD と略記), Utg. Åke Holmback/Elias Wessén, *Svenska Landskapslagar, tolkade och förklarade för nutidens svenskar* (以下 SLL と略記), vol. I: *Östgötalagen och Upplandslagen, 1933*; vol. II: *Dalalagen och Västmannalagen, 1936*; vol. III: *Södermannalagen och Hälsingelagen, 1940*; vol. IV: *Skånelagen och Gutalagen, 1943*; vol. V: *Äldre Västgötalagen, Yngre Västgötalagen, Smålandslagens Kyrkobalk och Bjärköarätten, 1946*. Elof Hellquist, *Svensk Etymologisk Ordbok*, (以下 Etym と略

記), *vol. I-II*, 1980. Ludovic Beauchet, *Loi de Vestrogothie (Westgöta-Lagen)*, 1894 (以下 *LoiV* と略記). Über. Claudius Frh. v. Schwerin, *Schwedische Rechte Älteres Westgötalag, Uplandslag (Germanenrechte, Texte und Übersetzungen Bd. VII)*, 1935 (以下 *SchR* と略記).

法典(史)の詳細は以下参照。Niels Ahnlund, *Lex municipalis regni Sueciae (Magnus Erikssons Stadslag)*, *CCS, vol. IV*, 1944. Karl v. Amira, *Nordgermanisches Obligationenrecht* (以下 *NorOb* と略記), *Bd. I*, 1882/1973, S. 1-9. Do., *Germanisches Recht, Bd. I*, 4. Aufl. 1960. S. 88-89, 98-102, 108. Nat. Beckman, 'Studier till Västgötalagarns Historia', *Arkiv för Nordisk Filologi* (以下 *ANF* と略記), *vol. XXVIII*, 1912, s. 54-98. Dens., 'Studier till Västgötalagarnas Historia', *ANF, vol. XXX*, 1914, s. 1-16. Dens., 'Antikritiska Anmärkningar till Aldre Västgötalagen', *ANF, vol. XXXVII*, 1921, s. 135-160. Dens., 'Cod. Holm. B 59', *ANF, vol. LVII*, 1941, s. 67-77. Johs. Brøndum-Nielsen, 'Danske Lovhåndskrifter og Dansk Lovsprog i den Ældre Middelalder', *ANF, vol. XXXIV*, 1918, s. 105-137. *CCS: vol. VIII*, s. XI-LXXXII; *vol. XII*, s. XI-XLIII. Red. Henrik Cornell, *Lex communis regni Sueciae vetustior (Magnus Erikssons Landslag)*, *CCS, vol. I*, 1943, s. XI-XIII, XV-XVI, XXX-XLVI. Huvudred. Gunvor Grenholm, *Den Svenska Historien, 1966-1968/1977-1979* (以下 *SvHi* と略記): *vol. I*, s. 30; *vol. II*, s. 26-29, 116-117; *vol. IV*, s. 36. Red. J. Guinchard, *Sweden Historical and Statistical Handbook, 1914*, p. 89. Einar Haugen, *The Scandinavian Languages, 1976*, p. 187. Eli F. Heckscher, *An Economic History of Sweden, 1954/1968*, pp. 17-18. Karl v. Hegel, *Städte und Gilden, Bd. I*, 1891/1962, s. 269-271, 282-285. Utg. Emil Hildebrand, *Sverige Historia intill Tjugonde Seklet* (以下 *SHTju* と略記), *vol. II*, 1905, s. 13-31, 106, 113-115, 152, 192. Hersg. Johannes Hoops, *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde, 1911-1913* (以下 *RGA* と略記): *Bd. II*, s. 342; *Bd. III*, s. 387; *Bd. IV*, s. 186, 195, 199, 376, 388-389. Sam Jansson, 'Svensk Paleografi', *Nordisk kultur* (以下 *NK* と略記), *vol. XXVIII: A Paleografi*, 1943, s. 104-113. Thomas Lindkvist, *Landborna i Norden under Äldre Medeltid, 1979* (以下 *LÄM* と略記), s. 78-83. *LoiV*, p. 1-127. Lucien Musset, *Les Peuples Scandinaves au Moyen Age, 1951*, pp. 115-119. Clara Nvéus, *Trälarna i Landskapslagarnas Samhälle Danmark och Sverige, 1974*, s. 14-22. *SchR*, s. V-VI, IX. Bruno Sjöros, 'Ytterligare om Äldre Västgötalagen', *ANF, vol. XXXVIII*, 1922, s. 162-175. *SLL: vol. I*, s. XI-XXIV, 3-5; *vol. II*, s. XIII-XXIV, XXXII-XL; *vol. III*, s. XI-XXXII, XLIII-LXII; *vol. IV*, s. XI-XL, LXIV-LXXXIX; *vol. V*, s. XI-XLV, LXXV-LXXXIV, XCII-CX. Andrew A. Stomberg, *A History of Sweden, 1931/1970*, pp. 172-174. Red., Ewbert Wrangel, *Svenska Folket genom Tiderna, vol. II*, Den Medeltida Kulturen, 1938 (以下 *SFT* と略記), s. 249-259. *Kulturhistoriskt lexikon för nordisk medeltid från vikingatid till reformationstid, 1956-1978/1981-1982* (以下 *KLNM* と略記): *vol. II*, s. 623-626; *vol. V*, s. 600-602; *vol. VII*, s. 233-235; *vol. XVI*, s. 81-83, 309-312; *vol. XVIII*, s. 9-12; *vol. XIX*, s. 331-334; *vol. XX*, s. 337-342. エリアス・ヴェセーン著, 菅原邦城訳『北歐の言語』1973年, 20-21頁。菱木昭八朗「スウェーデン民法紹介」『専修法学論集』第3号, 1967年, 108-109頁。

12) 他にほぼ *colonus*, *leiglendingar* (ノルウェー) に相当と解せられている。 *LÄM*, s. 10, 45. Adolf Schück, 'Ur Sveriges Medeltida Befolkningshistoria', *NK, vol. II Befolkning under Medeltiden, 1938*, s. 148. *NorOb, Bd. I*, S. 613. *KLNM, vol. X*, s. 201-203.

13) Peter Glanzner, 'Das Pachtrecht der schwedischen Landschaftsrechte', *Mediaeval Scandinavia* (以下 *MS* と略記), *vol. II*, 1969.

14) *ibid.*, s. 151.

15) この額は両者の間で決められる (UL, 「土地 (Iordpøer balken)」(以下 *J* と略記) §10) もの, ÖgL, 「建設 (Bygda balkøer)」(以下 *B* と略記) §9 principium (以下 *pr* と略記) (9:4 (P. Glanzner, *op. cit.*, s. 152) は誤記) によれば, 6年の借地契約で八分区 (*attung*) (後註42) につき牛1頭 (6歳の牛

- 1 頭の説もある。SLL, vol. I, s. 237, n. 71)。なお、牛1頭の価額は布(wadmal) 6エラール(örar)で、成牛4頭は奴隷(præl) 1人に相当。地代(afraþ)は年、八分区につき穀物4トゥノール(tunnor)あるいは2スパン(spann)の幅の布2エラール分(長さ24エーレ(alnar)), 春と秋それぞれ1日の労働。SdmL, J §10pr. VmL, J §15pr. ÖgL: B §9pr.; 「殺人(Drapa balken)」(以下Dと略記) §§16-2, 21; 「偶発的傷害(Uaþa mal ok sara mal)」(以下Vと略記) §32-3; 「相続」(Ærfþa balkœr)」(以下Äと略記) §§14, 17. ORD, s. 227. SLL, vol. I, s. 237 n. 73. NorOb, Bd. I, S. 320-323, 334-335, 612. Hans Hildebrand, *Sveriges Medeltid* (以下SMと略記), vol. I-1, 1879, s. 83. KLNLM, vol. X, s. 202.
- 16) P. Glanzner, *op. cit.*, s. 159.
- 17) Stanislaw Piekarczyk, 'Some notes on the Social and Economic Situation of the Swedish Tenants in the XIIIth Century', *Scandia* (以下Scaと略記), vol. XXXVII, 1961.
- 18) *ibid.*, s. 204.
- 19) SdmL, J §§10-1, 11pr. ÖgL, B §9. UL, J §10. VmL, J §15pr. HL, J §10-1.
- 20) S. Piekarczyk, *op. cit.*, s. 212.
- 21) *ibid.*, s. 206. 他に s. 207, 210.
- 22) *ibid.*, s. 211.
- 23) *ibid.*, s. 212. Aleksander Loit, 'Klassamhällets Uppkomst i Sverige', *Historisk Tidskrift (Svensk)* (以下HTと略記), 1978, s. 15-16.
- 24) LÄM.
- 25) *ibid.*, s. 11, 117, 151. ランドブーは「農奴で土地に緊縛されていた (varit livegna eller bundna till jorden)」のではなく、「法的にも移動が可能であった (på legal väg kunde flytta)」(*ibid.*, s. 120. 他に s. 11, 124, 151)。
- 26) *ibid.*, s. 126 n. 229. 他に s. 161. 両者は同一の階級あるいは社会集団 (samma klassa eller samhällsgrupp) (*ibid.*, s. 125) に属した。
- 27) *ibid.*, s. 154.
- 28) *SvHi*, vol. II, s. 28.
- 29) J. AA. Gurevitsj, 'Frihet og Føydalisme', *Nye Middelalderstudier Bosetning og Økonomi* (以下NMSと略記), 1981, s. 47. 以下参照。Sture Bolin, 'Medieval Agrarian Society in its Prime §8. Scandinavia' *The Cambridge Economic History of Europe*, vol. I, 1966, pp. 642, 646, 659. E. Hecksher, *op. cit.*, pp. 30-31. Adolf Helbok, 'Zur Frage der germanischen Wirtschaftskulture', *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte* (以下VSWGと略記), Bd. XXII, 1929, s. 258-259. Knut Helle, 'Norway in the High Middle Ages', *Scandinavian Journal of History*, vol. VI, no. 3, 1981, pp. 175, 187-188. 'Vstång' s. 134. Halvdan Koht, 'The Scandinavian Kingdoms until the End of the Thirteenth Century', *The Cambridge Medieval History*, vol. VI, repr. 1936, pp. 369, 385. A. Loit, *op. cit.*, s. 23. Kåre Lunden, 'Om Årsakene til den Norske Bondefridomen', NMS, s. 21 ff. Andrew C. O'Dell, *The Scandinavian World*, 1957/1963, p. 122. S. Piekarczyk, *op. cit.*, s. 194. Jørn Sandnes, 'Frihet og Føydalisme, -Bokmelding', NMS, s. 57. SFT, s. 284, 287. Johannes C. H. R. Steenstrup, *Normannerne*, vol. IV, 1882/1972, s. 97-100. A. Stomberg, *op. cit.*, pp. 109-110, 142, 158. *SvHi*, vol. II, s. 28. Mary Wilhelmine Williams, *Social Scandinavia in the Viking Age*, 1920/1971 (以下SScanと略記), pp. 47-49. Karl Wührer, *Beiträge zur ältesten Agrargeschichte des germanischen Nordens*, 1935, s. 81. cf. K. Helle, 'Nye og Gamle Synspunkter på det Norske Middelaldersamfunnet', NMS, s. 35-36. Andreas Holmsen, 'Nyrydning i Eidsvoll i Gammelnorsk Tid', NMS, s. 83.

第2章 土地「所有」の実態

第1節 「所有」地の属性

第1章で述べたように、一般に、ブーンドは北歐に伝統的な土地所有農民と言われる。しかし、彼らがかかえる土地「所有」の実態についてはあらためて検討してみる必要がある。本節においては土地「所有」権の性格について検討してみよう。

土地が相続 (arvæ), 子女への財産分与 (hemgær, hemfylgð), 売買 (kop), 象徴的手続 (skötning)³⁰⁾ による贈与などの対象 (J §§1, 7pr)³¹⁾, 抵当 (væpium) 権の対象 (J §6) となることのできたのは、土地が私有に基づく財産であったことによる、と解することができる。同様に、荒蕪地の開墾によって創出された畑地 (akær), 牧草地 (æng), 放牧地 (fæ löt), 屋敷地 (toft), それぞれに必要な柵 (garp)³²⁾ の設置 (J §§9-1, 13-pr・1・2・4, 15, 17-1・2; 「横領 (Fornamix bolkoer)」(以下 Forn と略記) §1), 場合により他村に存在する土地に施される畦 (rend) および石 (stend) による境界標示³³⁾ の設置 (J §§18, 19) も土地が私有であったことによる、と解することができる。しかしこの私有に基づくと解される土地は、他人の利用をまったく排除した独占的所有ではなかった。以下この点、つまり土地「所有」権と利用権との関係について検討する。

まず牧草の利用に関する次の規定を検討する。

ある者が他人の牧草 (æng mans) を刈っており、そこへ〔土地を〕³⁴⁾ 所有する者 (ær a) が来るならば、彼〔土地所有者〕は柳の枝 (uipi quist) を取り、その樹皮 (bast) を剥ぎ³⁵⁾, それを地上に置かなければならない。それは法的禁止 (laghæ forbud) である。彼は16エルトウガル (örtoghum) の3倍の罰金を負わない限り〔刈り取られた牧草を〕持ち去ることはできない。干し草 (hö) は、彼らに折り合いがつくまで、牧草地にとどめ置かなければならない。〔J §20〕

当該規定は、牧草地の「所有者 (ägaren, propriétaire)」³⁶⁾ であっても、その牧草について柳の枝を用いて、一定の儀式的な手続 (rituellt förfaringsätt)³⁷⁾ を執らない限り、牧草は他人によって利用されてしまう、と解することができる³⁸⁾。仮にこの解釈が許されるならば、この規定は、土地「所有」者が排他的に土地利用権を享受したのではないことを示している。この点は他に、自分の森 (skoghi sinum) であっても、鷹 (hökæ) を取得する場合 (Forn §7-3), 一定の行為を必要としたこと、逆に他人に所属する土地 (eng) であっても、蜂群 (koppofunder) を取得することができたこと (Forn §7 pr) で確認できる。

次により広い視野からこの点を確かめてみよう。一般に播種地ないし未収穫地は荷車で通過できなかった〔「横領事件 (Fornæmix sakir)」(以下 FornS と略記) §4〕³⁹⁾。しかし播種前ないし

収穫後は一般に通行が許されていた。この点は史料（VmL, B §8-1; UL, B §9-1）が明示している。このように一定の期間、自他の区別が取り除かれ、自由に通行できたということは、当該地方が排他的に所有されていたのではないことを示している。このような耕地形態は、開放耕地制度（open-field system）⁴⁰⁾を想起させる。しかし中世スウェーデンにおける、開放耕地制度の一般的成立の想定には慎重でなければならない⁴¹⁾。

以上、諸規定の検討によれば、農民のかかえる土地は、本人のみその利用を固定的に独占する私的所有に基づくものとは考えられない。それはむしろ「仮の、暫定的な占有（以下単に占有という）」とでも言うべき性格のものと想定することができる。この想定は、村落規模で実施される耕地再配分からも裏づけることができる。この点を次に検討してみよう。

まず、村（by）は4本の道（væghær）、門（lip）、垣（garpa）、橋（bror）を備え、八分区（attungum）⁴²⁾にしたがった公平な費用負担（lika stor skyldighet）⁴³⁾によって建設される〔J §8〕。これは、次に典型的に示される太陽分割制（solskipt）を暗示⁴⁴⁾している。

2人が屋敷地（tompter）について争う（delæ）ならば、太陽分割（solskipt）をしようとする者が証明〔権〕（wizorp）を持つ。すべてのハンマー分割（hamarskipt）⁴⁵⁾は改廃（af lagð）されたのであり、いかなる証明〔権〕も持たない。今や屋敷地は〔分配〕耕地の母である（Nu ær tomt teghs moper）。〔分配〕耕地は屋敷地にしたがって配置されなければならない。他の分割（brut）〔方法〕で配置しようとする者は、いかなる証明〔権〕も持たない。他の分割〔方法〕でなされる〔場合でも〕〔春の〕犁耕（bilz）⁴⁶⁾と〔秋の〕収穫（byrpæ）⁴⁷⁾の〔期間〕内において、屋敷地にしたがって、また正しい太陽分割にしたがって、〔耕地を〕配置しようとする者は、証明〔権〕を持ち、そしてそのように合法的に分割を要求する（sighi…till）ことができる。その後、その者たちは播種地（acrum sapom）でなく、休閒地（træpom）を分割することができる。分配がそのように申し出られ（biuz）ない場合には、各々の柵の中で自分の耕地（aker sin）を2年間保持（hawi）しても罪はない（saclösu）。その後、村全体（alder by）は正しい太陽分割を実施しなければならない。〔SdmL, B §11-1〕

上の規定は理解しにくい箇所も散見される。筆者は次のように解する。すなわち、耕地の分割、配分は、太陽分割制によることを原則とする。但し、耕地が太陽分割制ないし他の方法によって分割、配置されない場合、2年間各人は「自分の耕地」をそのまま柵の中で保持することが許される。しかし2年が経過した後は、全村太陽分割制によって、土地の分割、配置が実施されなければならない。

ÖgL では“lagha læghi”と記されている上記太陽分割制について補足すれば、まず、屋敷地の広さは諸種の耕地を含む八分区の広さ、共同体成員の数に応じて決まる（UL, B §1-1）⁴⁸⁾。正規の母屋（laga tomt）の広さは20×10エーレ（ÖgL, B §2-1. VgLII, J §18）と考えられる

が、実際はより広がったと思われる⁴⁹⁾。屋敷地は通常道路の片側ないし両側に1列に並び、その位置関係にしたがってその者の耕地の配置が決まる。まさに「屋敷地は（分配）耕地の母」である（DL, B §40. UL, B §2-6. VmL, B §2-6. ÖgL, B §2-1.）。つまり、耕地は原則として屋敷地の位置の順、東→南→西→北（太陽の運行順序）にしたがって配分される。これは土地所有者（sum egnina aghu-ÖgL, B §1）で一定の条件を満たす者（後述）全員の協議により決定される（SdmL, B §11 pr. UL, B §1 pr. 2. ÖgL, B §1 pr. 2.）⁵⁰⁾。

さて、当該規定において注意を喚起したいのは、全村規模での農地の再編成という点である。敷衍すれば、太陽分割制の実施は、関係する土地の地味、地理的位置等さまざまな利害関係による対立を農民たち相互の間に推測することができる。しかしこうした予想される諸問題にもかかわらず、太陽分割制は実施される、という点である。ここで筆者が問題としたいのは、太陽分割制が実施されることのできた根拠である。その根拠についてはさまざまに考えることができる。第1に、農民たちの「所有」地が「占有」地としての性格を持っていたのではないか。第2に、耕地の再編成に携わる農民たち相互の関係が存在、機能していたのではないか。以上2点を取りあえず考量することができる。しかも、仮に耕地が「占有」地であったならば、耕地とその運営は、農民たち相互の関係、すなわち村落共同体関係と深く結びついていたと考えられる。次節では村落共同体について検討し、この点から耕地の性格を探ってみよう。

第2節 村落共同体

村落共同体について検討する場合、標準的共同体成員による土地取得の経過を、村落共同体の機能と関連づけながら考察する。まず村落共同体成員について次の規定を検討する。

もし人が村に屋敷地とエーレス・ランド（oræss land）⁵¹⁾と6台の荷車（lassa）相当の採草地（æng）を持っているならば、彼は囲繞地（vtskipt ^{ウトスキプト} 共同地）⁵²⁾の〔利用〕権（uitu）を持っている。八分区の8分の1（attundæ löter attungz）〔を持つ者は〕〔木の〕葉、草〈および（ok）〉⁵³⁾若木〔の利用〕〈権を持つ（a uitu）〉⁵³⁾。八分区の8分の1より多く（meræ firi en）を持たない者は、彼が持つはずのいかなる〔利用〕権も享受することはできない。〔JS7-3〕

この規定は二とおりの解釈が可能である。一つは、屋敷地と一定の広さの耕地および採草地を持つ者のみが囲繞地（^{ウトスキプト}共同地）の利用権があり、それらを持たず、八分区の8分の1を限度とする耕地を持つ者は、葉、草、若木の利用権のみ許され、その八分区の8分の1に満たない者はいかなる利用権も与えられない、という解釈である⁵⁴⁾。ところで、VgLII, J §19によれば、八分区の8分の1とは、attundæ lot attungs. sipan i lipum oc i brom oc i garpum. oc i allum byiar bygningum とあり、門、橋等の建設、維持など村の仕事、つまり全村民の諸義務（alla byamännens skyldigheter）⁵⁵⁾の割り当て分である。したがってもう一つの解釈は、屋敷地と一

定の広さの耕地および採草地を備え、且つこの義務割り当て分⁵⁶⁾の履行を最低条件⁵⁷⁾として、共同体成員としての圍繞地ウトスキフト(共同地)、葉、草、若木の利用権があり、これらの諸条件を満たさない者には、そうした利用権がない、との解釈である。さて、当該規定によれば、屋敷地の有無、かかえる耕地の広狭、あるいは村民としての諸義務の履行如何によって、共同地の利用権に大小があった。このことは、村民、つまり共同体成員の間に経済的、社会的格差が存在していることを示している。しかし規定そのものからは、明確な標準的共同体成員の姿を読み取ることはできない。そこで、牧師館が、2分の1マルク・ランドの耕地、干し草荷車20台相当の牧草地、八分区の8分の1に対応する共同地〔の利用権〕、4棟の家屋、以上より構成され (VgLI, Kk §2)、これを同時に富農の規模とみなすことができるならば⁵⁸⁾、当該規定において、第2の解釈の諸条件を満たす農民は富農に当らず、むしろかれらが標準的農民、つまり標準的共同体成員ではなかったかと推察される。

次に、上述のように解せられる標準的共同体成員による、土地の取得と共同体との関連を検討してみよう。次の規定は水車 (myl)⁵⁹⁾の施設の利用に関するものである。

水車の敷地 (mylu staper) が3冬〔年〕あるいは3冬以上にわたって荒廃して (ligær öpe) おり、水車の木造構造部 (fang) が腐敗している (roten) ならば、その意志のある者 (sa wald at takæ ær uill) その所有を引受け (wald at takæ) なければならない。〔しかしながら〕水車の敷地に居る (ær) 〔有所する〕者が木造構造部は全く腐敗していないと反論する (sighir …atti) ならば、〔その所有者は〕12人の証人 (tylftum)⁶⁰⁾の2組と共に、水門板 (stiborþ) は立っており、また柱 (stulpær), 敷居 (dræskulli) および水導壁板 (holagh) も存在している (la) 旨を証明しなければならない。木造構造部が少しも腐敗していない期間すべてにわたって (mæþæn. þe fang æru. all vroten) その者が水車の敷地を所有する (a)。全ゴート人 (aldra götæ) の草地 (æng) あるいは全村民 (alþra grænnæ) 〔のそれ〕、いずれの〔草地〕上であれ、〔水車の〕構造物 (uærk) を最初に建造した者が水車の敷地を所有する (a)。〔「水車の建設 (Huru mylnu skal gærœ)」(以下 Kv と略記) §2〕

水車の設置は、他人の屋敷地、畑、草地、道(路)、共同空地 (forta grannœ)⁶¹⁾、既設の水車、漁場などを害してはならない (Kv §2 pr) ことは言うまでもない。当該規定は、共同地および共同水域の一部が一定の条件の下に、「意志のある者」によって「所有」されることのできたことを示している。つまり、既設の水車施設が全壊し、且つその設置者に水車を維持する意志がない場合には、他の者がその場所を利用することができる。仮に維持する意志があれば、その場所を「所有」しつづけることもできたのである。ここで注意したい点は、水車の施設およびその用地が、西欧封建諸国の農村でみるような、製粉強制権として主に領主の権限に属す施設、したがって領主の所有、でもなければ、共有 (samägd)⁶²⁾でもなく、個々人の「所有」であった点であ

る。しかもその「所有」地は共同体によって保護されていた。この点は次の規定によってみることができる。

村人たち (grænnær) が水車 (mylnu) の戸口の前で共同地 (almæning) を囲む (takæ) ならば、彼 (han)[水車の所有者] は自分のために (sær) 道路 (uæghær) を要求し (kræfiæ) なければならない。彼ら (per) は彼のために (hanum) 道路を建設し (læggia) なければならない。その者 (mapær) [han] がそのこと (pæt) [道路の建設要求] を〔主張〕しないならば、彼らは土地 (iorp) を法に基づいて分割する (laghskiptæ)[ことになる]。〔そして〕1 人が水車の戸口の前に籤で土地を得る (lyutær) ならば、彼の水車は使用不能となる (vnit)。〔Kv §5〕

当該規定によれば、「村人たち」、つまり共同体は水車設置者の要求によって、設置者のために道路建設の義務を負っている⁶³⁾。他に共同体に課された任務について検討してみるならば、共同体は教会への道、干し草運搬用「草の道 (græswæghær)」を確保する (J, §12-1・2)。共同地における居住を制限する (J, §13-2)。ある者の屋敷地と道路の間に他の者の屋敷地ないし囲い地が存在する場合、道路へ通じる道が建設され、あるいはその囲い地の垣が撤収される (J, §§12 pr, 13 pr)。家畜用柵の管理責任を家畜所有者へ賦課する (FornS, §5-1・2)。流行病に感染した家畜の入村に諾否を与える (Forn, §5)。村落境界地での殺人事件は、場合により、村人 (grænnæ) ないしヘラズ (hæræp) (一地域区分) として責任を負う (「殺人 (Af mandrapi)」(以下 M と略記) §14)。

共同体がこのように多くの事柄にかかわりを持っていることは、共同体が個々人の間の利害を越えた統制力を保持し、且つそれが現実的に機能していることを明示するものである。まさに、本稿で問題とする時代のスウェーデン、つまり「諸地方法書類時代のスウェーデン (Landskapslagarnas Sverige) [は]、民主的に治められた農民社会 (ett demokratiskt styrt bondesamhälle)」⁶⁴⁾ であり、その特徴は中世紀を通じて消失することはなかった〔但し、この場合、奴隷の存在はとりあえず捨象しなければならない〕。しかしここで注意しなければならないことは、村落共同体の統制力は、各共同体成員の諸活動を全体として調整するという作用としての保護と規制であった、という点である。つまり、第1に、共同体成員の土地「所有」は共同体規制と密接にかかわり、これを無視しては存立することはできない。しかし、第2に、土地は Kv §2 でみたように、個々人が主体的に「所有」するものである。しかもこの「所有」権は共同体によって第一義的に権威づけられているのではない。それではその土地「所有」権を第一義的に保障するものは何か。この点は次章において検討する。ここで強調しなければならないことは、共同体の統制力と個々人の主体的「所有」というこの二律背反、これが当該社会における土地「所有」の実態を提示しているのではないか。したがって、すでに想定した土地「所有」の「占有」

的性格はその実相をこの点、つまり二律背反的關係から考察できるのではなからうか。そこでこうした二律背反的關係を次の規定により検討してみよう。

八分区の8分の1を持つ(eghu)者すべてが望む以外はインタカ(intaku 共同地分割)⁶⁵⁾を行ってはならない。インタカ(共同地分割)が行われるとすぐに、その意志のある者(sa...ær uill)は〔その利用のための〕土地分割(opalskipti)⁶⁶⁾を要求しなければならず、少なくとも(ens)屋敷(garpi)の前で七夜集会(siunættings)⁶⁷⁾〔の期日〕を決め、そして村内に土地(iorp)を所有する(aeghu)すべての者の前で開催しなければならない。そこで〔彼は〕シング(þing 裁判集会)〔の期日〕を指定する。それ(hem)〔þing〕において決定日(endagh)を設定させ、決定日についてシングメン(þingsmænna)の証言を提出させ、次のように宣誓させなければならない。つまり、彼の案件についての判決はシングにおいて下されたのであり、彼は本日ここに留まり、そして土地を八分区にしたがって綱により分割(repæ)しなければならない、と。八分区にしたがって綱により分割された後、〔人は〕シングを指定し(sighia)、もし前もって望まないならば、〔その〕終審裁判集会(sægnær þingi)⁶⁸⁾において籤が引かれ(lötæ)⁶⁹⁾なければならない。その後〔人は〕籤が下したように、且つシングの証人を伴って、各八分区に判決を与えなければならない。そこですべての人びとは、もし他の方法を望まないならば、それらを屋敷(gard)と耕地(iorp)双方の間に分割しなければならない。〔J §14〕

当該規定は理解しにくい箇所も少くないが、次の2点を指摘したい。第1に、この規定で「八分区の8分の1を持つ者」とは、前掲 J §7-3 において、第2の解釈にしたがった標準的成員と解することができる。したがって J §7-3 と当該規定にその一端が描かれている農民が標準的共同体成員であったと措定でき、彼らは共同体の諸義務(道路、橋などの建設、維持等)、あるいは諸権利(荒蕪地、共同地の開墾および分割、裁判集会への参加等)に参加することができた。第2に、この規定によれば、インタカつまり共同地の分割は、標準的成員全員の賛同を前提として、成員のうち「意志のある者」の分割要求を第1の要件とし、かれら全員による七夜集会等の集会を第2の要件とする。すなわち、成員それぞれの意志表示という個人的要素と集会という共同体的要素は、それぞれ二律背反的關係にあり、この二つの要素を条件として共同地は分割、配分されるのである。

本節において、標準的と思われる共同体成員による主に共同地の分割、配分、取得の経過をみた。この場合、村落共同体による深い関与と成員個々の意志の表出、つまり主体性という相互に二律背反的關係が展開していた。しかもこの共同地片の取得形態は、一歩進めて言えば、無主地を含めた土地の取得形態一般⁷⁰⁾を示すものではなかったであろうか。そこで、土地が一般にこのような二つの対抗関係の下に取得されると考えられるならば、その取得された「所有」地は、個人の恣意的利用および処分に委ねられた「私有」地ではなく、共同体規制を伴った「占有」地的

性格を払拭することはできなかつたのではないか。仮にこの推察が許されるならば、これは前節で、「所有」地は「占有」的性格をその属性としている、と下した分析、想定に一致する。したがって、前節の冒頭でみた土地の売買、抵当、開墾による囲繞等（J §§1, 6, 17-1・2, 18）は、他人の利用を固定的に排除する、という意味での排他的所有を証明しているのではなく、むしろその実態は、せいぜい当事者間における優先的利用権（の移動）を示しているにすぎないのではないか。この点は、他人の森（skogh manz）を通過中、車軸（axsul）および櫓の滑り木（andurstang^{71）}が折れた場合、その森の木を自由に利用することができたこと（FornS §2-3）他に狩猟等（Forn §7）参照^{72）}に象徴されている。

一般に土地「所有」が、「本来的所有権によらない（icke egentlig äganderätt）」^{73）}ことは言うまでもなく、如上のごとき属性をもったものであるとするならば、これは、近代的土地所有形態についてはもちろんのこと、西欧中世社会における封建的土地所有形態とも異なる所有形態である。このことは第1章に提起されたいくつかの問題点を解く鍵となるであろう。しかし具体的にこの問題を解く作業に入る前に、その「所有」権の拠っている根源について次章において検討する。この検討は、当該社会における土地「所有」の特徴、すなわち「占有」的性格をより広い視野から考察せんとするためである。

註

30) 土地の売買、贈与時に必要な伝統的儀式。売り手（贈与者）は買い手（受贈者）の胸あるいはマントの中にその土地の芝生や砂を入れる。ノルウェー史では skeyting. SkL, §52. ÖgL: J§1; 「キリスト教（Kristnu balkoer）（以下 Kk と略記）§3. Den ældre Gulathing-Lov §§278, 279, 292（以下使用テキストは Udg. R. Keyser og P. A. Munch, *Norges Gamle Love indtill 1387*（以下 NGL と略記）, vol. I, 1846). Den ældre Frostathing-Lov §§XI-8, XII-4, XIV-4, (*ibid.*). LoiV, p. 212-3 n. 2. *NorOb: Bd. I*, S. 220, 512-516; *Bd. II*, 1895/1973, S. 624-633, 686-687. *ORD*, s. 578. *SFT*, s. 270. *SLL: vol. I*, s. 153-154 n. 1; *vol. IV*, s. 31-32 n. 102; *vol. V*, s. 140-141 n. 2. Udg. Gustav Storm og Ebbe Hertzberg, *NGL, vol. V*, 1895, s. 565. *SScan*, p. 125-6. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer*（以下 *DRA* と略記）, *Bd. I*, 1899, S. 161, 242. A. Ya. Gurevich, 'Space and Time in the Weltmodell of the Old Scandinavian Peoples', *MS, vol. II*, p. 43. *KLNM, vol. XVI*, s. 164-166. K. Lehmann, 'Die altnordische (altnorwegisch-altisländische) Auffassung', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abtheilung*（以下 *ZSRG* と略記）, *Bd. V*, 1884, S. 84-115.

cf. "adfathamire"（サリカ法）: *Lex Salica* §46 (Hrsg. Heinrich Geffcken, *Lex Salica zum akademischen Gebrauche*, 1898, s. 46-47); *Lex Salica* §81 (Hrsg. Karl August Eckhardt, *Lex Salica 100 Titel-Text*, 1953, s. 204-209).

31) *SLL*, vol. V, s. 146 n. 50. Axel Lindqvist, 'Små Bidrag till Äldre Västgötalagens Textkritik', *ANF, vol. XXIV*, 1908, s. 372-374.

32) 共同地を個人的にそのように「なす（oer sur gøerid-Adolf Noreen, 'Bidrag till Äldre Västgötalagens Täckstcritik', *ANF, vol. V*, 1889, s. 393-394.）」つまり囲むならば "groesspoeri（けちん坊）」とあだ名される（J §17-2. *SLL, vol. V*, s. 153 n. 108.）ように、柵は単に農業技術上の意味だけではない。むしろ自他の区別は必要であった（necessary to fence off the portions belonging to different individuals-P. W. Joyce, *A Social History of Ancient Ireland, vol. II*, 1913/1968, p. 264 (-266).）

のみならず、播種の際にはまず柵を設置しなければならない（SdmL, B §1 pr）のである。なお、柵にはその維持期間があった。それは法書、法典により異なるが、ほぼ耕地については聖マルティヌスの祝日（11月11日）、牧草地についてはミカエルの祭日（9月29日）まで維持しなければならない。

DL, B §§8-1, 22-1. HL, B §9. ÖgL, B §20. SdmL, B §7. UL, B §10. VmL, B §9. *SLL: vol. II*, s. 70-71 n. 67; *vol. III*, s. 140 n. 80; *vol. V*, s. 148-149 n. 61, s. 194 n. 5. A. Y. Gurevich, *ibid.* S. Stomberg, *op. cit.*, p. 116. Nat. Beckman, 'Små Bidrag till Äldre Västgötalagens Textkritik och Tolkning' *ANF*, *vol. XL*, 1924, s. 254-255. Ragnar Hemmer, *Studier rörande Straffutmätningen i Medeltida Svensk Rätt*, 1928 (以下 SSSR と略記), s. 204-207. Gustaf Näsström, *Forna Dagar's Sverige*, 1941 (以下 FDS と略記), s. 306-307. *NorOb*, *Bd. I*, S. 757-760. *RGA*, *Bd. IV*, S. 583. cf. Gunnar Bodvall, 'Periodic Settlement, Land-Clearing and Cultivation', *GA*, *vol. XXXIX*, *nr. 4*, 1957, s. 213-256. なお、塚田秀雄氏は、「中世スウェーデンの地方組織と農村社会」(『人間科学論集』第13-14, 1983年)の唯一の史料クリストファー法典（これは Kristoffers Allmänna Landslag, 1442 のことと思われるが、明示しておられない）においては、柵建設に関する規定はすべて個人によるものであり、共同作業による柵建設を示す規定のないことを指摘されている(同論文36頁)。しかしながら氏が、これは個人的なものではなく、「共同のもの」「共同作業」によるものであった「はず」である、と史料に反して「解釈」（以上同所）しておられるのは問題である。註41, 84。

- 33) これを欠いては土地の「所有権」(äganderätt)を主張しえない(*SLL*, *vol. V*, s. 153 n. 109. *RoiV*, p. 2).
- 34) 原典の直訳を原則とするが、以下適宜補う。
- 35) Dag Strömback, 'Kommentar till Vastgötalagen I, JB 20' *ANF*, *vol. XLII*, 1926, s. 320.
- 36) *LoiV*, p. 232. *SLL*, *vol. I*, s. 240 n. 118.
- 37) D. Strömback, *op. cit.*, s. 321(-322). *SLL*, *vol. V*, s. 154 n. 114. 当該規定については他に ÖgL, B §19 を挙げることができる。これは hasla-kapp (榛の枝) が置いてあるにもかかわらず、これを誤って、あるいは無視して rokar ok sata (穀物束と干し草の山) を運び去ることに関する規定である。 *Etym*, *vol. I*, s. 339. *FDS*, s. 354. *ORD*, s. 265, 525, 537. *SLL*, *vol. I*, s. 237 n. 85, s. 240 n. 118. *SvHi*, *vol. II*, s. 29. *SSGL*, *vol. II*, s. 346.
- 38) cf. Rigmor Frimannslund, 'A Cluster Settlement in Western Norway', *Géographie et Histoire Agraires*, 1959 (以下 *GHA* と略記), pp. 214, 216, 218-219.
- 39) VgLII, Forn §16 によれば、仮に2度通過すれば、「同様に賠償し (bôte samulund), 8 エルトゥガール。3度横切れば完全な平和喪失 (full rætlosæ)」(要旨)とあり、この部分は原典に存在したと思われる。 *SLL*, *vol. V*, s. 189 n. 23-24, s. 361 n. 18-19. SSSR, s. 186-187. 他に, DL, B §22. ÖgL, B §18. UL, B §12-1. SdmL, B §5-2. Lex Salica §34-2-3 (H. Geffcken, *op. cit.*, S. 32-33). Lex Salica §54 (K. A. Eckhardt *op. cit.*, s. 168-169). *SLL*, *vol. II*, s. 70 n. 66.
- 40) 筆者は、当該制度を、本稿との関連で、とりあえず次のように理解しておく。すなわち、この制度は12-13世紀頃、人口増加、分割相続などを原因とし、土地の集約的、合理的利用を目的として、当初共同相続人間の農法として始まり、次第に村落規模にまで拡大された。この制度の特徴は、混在耕地、三圃農法、耕区強制である。
- 41) 一般的に言えば、犁の形態、この場合重量犁 (caruca) によって耕地、耕作形態、さらに農民(間)の(共同)労働形態が決まる。しかるに北歐においては重量犁ではなく、軽量犁 (aratrum) が一般的であった。したがって、開放耕地制度の一般的成立を否定する見解は、根拠を有していることになる。 Halvard Björkvik, 'The Old Norwegian Peasant Community II The Farm Territories', *The Scandinavian Economic History Review* (以下 *SEHR* と略記), *vol. IV*, *no. 1*, 1956, p. 50. Marc Bloch, *Les Caractères Originaux de L'Histoire Rurale Française*, *vol. I*, 1931/1976, p. 54. Johannes Brøndsted, *The Vikings*, 1960/1978, p. 228. Sigurd Erixon, 'Lantbruket under Historisk Tid med

Särskild Hänsyn till Bondetraditionen', *NK*, vol. XIII *Landbrug og Bebyggelse*, 1956, s. 98-141. Solve Göransson, 'Regular Open-Field Pattern in England and Scandinavian Solskifte' (以下 'Solskifte' と略記), *GA*, vol. XLIII, nr. 1-2, 1961, s. 82. D. Hannerberg, 'Models of Medieval and Pre-Medieval Territorial Organisation', *Journal of Historical Geography* (以下 *JHG* と略記), vol. II, no. 1, 1976, pp. 23, 26. Andreas Holmsen, 'The Old Norwegian Peasant Community I General Survey and Historical Introduction', *SEHR*, vol. IV, no. 1, 1956, p. 31. Ole Klindt-Jensen, *Vikingernes Verden*, 1969, s. 156-159. A. C. O'Dell, *op. cit.*, p. 122. S. Piekarczyk, *op. cit.*, s. 201 n. 38. J. G. Pounds, *An Historical Geography of Europe 450 B. C. -A. D. 1330, 1973/1980*, pp. 151, 207-208. B. H. Slicher van Bath (tr. Olive Ordish), *The Agrarian History of Western Europe A. D. 500-1850*, 1963, pp. 58-59. *SScan*, p. 116. A. A. Stomberg, *op. cit.*, p. 112. 'Vstång', s. 122, 258-259. 'Öland', s. 128. cf. Peter Foote & David M. Wilson, *The Viking Achievement, 1970/1974* (以下 *VA* と略記), pp. 175-176.

しかしこのことは、段階的、地域的に非典型的な開放耕地制の成立を否定するものではない。この場合問われるべきことは、その成立の根拠である。この根拠の解明は本稿の主題の一端に関ることになる。S. Bolin, *op. cit.*, pp. 646-647. T. K. Derry, *A History of Scandinavia*, 1979, p. 46. Sigurd Erixon, 'Bebyggelsestruktur och Bysamfällighet i Sverige' *NK*, vol. XIII, s. 280. Do., 'Swedish Villages without Systematic Regulation', *GA*, vol. XLIII nr. 1-2. s. 69, 74. Estyn Evans, 'The Ecology of Peasant Life in Western Europe', ed. William L. Thomas, *Man's Role in Changing the Face of the Earth*, vol. I, 1956, pp. 219 fig. 66, 229. Wilhelm Evers, 'Agrarlandschaft und bäuerliche Siedlung. Zusammenhänge und Probleme, erläutert am Beispiel des Gestaltungsprinzips einer frühmittelalterlichneuzzeitlichen Siedlungsform', *GHA*, p. 148. D. Hannerberg, *op. cit.*, pp. 21-33. E. Hecksher, *op. cit.*, pp. 25-29. George Caspar Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century, 1941/1960*, p. 23. August Meitzen, *Siedlung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen, 1895/1963, Bd. I*, S. 69. L. Musset, *op. cit.*, p. 87. *NorOb*, Bd. I, S. 13. *SFT*, s. 288-290. *SScan*, pp. 165, 167. Paul Vinogradoff, *Custom and Right*, 1925, pp. 95-96. 'Vstång', s. 122-125, 264. なお、開放耕地制度の施行をア・プリオリに論稿の前提とする（塚田前掲論文）のは問題である。註32, 84。

- 42) これは家畜の頭数に対応する土地の広さ、耕地分割の単位、あるいは hamna (軍区), hundari (ハンドレッド), by (村, 町) などの 8 分割区域で、共同体運営上の単位、地代・租税徴収などの為の財政・行政上の単位、すなわち Großhufe, virgate, mansus 等諸説がある。常に一定の広さとは限らないが、互にほぼ等しいことが原則。この意味で "Attungær attungx broþir uara." (ÖgL, B §6)。なお, UL, B §1-2; DL, B §19 では四分区 (fjardedel)。S. Bolin, *op. cit.*, p. 644. C. G. Crump & E. F. Jacob, *The Legacy of the Middle Ages, 1926/1969*, pp. 302-303. Folke Dovring, 'Agrarhistorisk Forskning och Svensk Medeltidshistoria', *HT*, vol. LXXIII, 1953, s. 392, 395, 396, 406. *DRA*, Bd. II, 1899, S. 57. D. Hannerberg, *op. cit.*, pp. 23, 25-27, 31, 33. Do., 'Solskifte and Older Methods of Partitioning Arable Land in Central Sweden during the Middle Ages', *GHA*, p. 246, 251. *KLNM*, vol. I, s. 276-278. Sven-Olof Lindquist, 'Äldre och Yngre Bebyggelsestaxering, Tomtskifte samt Administrativ Indelning i Medeltidens Sverige', *GA*, vol. L B, nr. 1, 1968, s. 111-114. *LoiV*, p. 223 n. 9. L. Musset, *op. cit.*, p. 276. *NorOb*, Bd. I, S. 436. Magnus Olsen, 'Norge', *NK*, vol. V *Stedsnavn*, 1939, s. 31. *ORD*, s. 52-53. S. Piekarczyk, *op. cit.*, s. 198. *RGA*, Bd. I, S. 52. *SchR*, S. 4 anm. 2. *SLL: vol. I*, s. 229-232, 58-59 n. 36; *vol. V*, s. 147-148 n. 57. *SM*, vol. I-1, s. 249-256, 260-262. 'Vstång', s. 151-152. Karl Willgren, 'Zur Agrargeschichte Schwedens im Früheren Mittelalter', *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. C*, 1913, S. 164. 'Öland', s. 105-109, 148-152, 154. cf. Karl Haff, 'Überbleibsel strenger Feldgemeninschft auf friesischen

- und skandinavischen Inseln', *ZSRG Bd. XLVI, 1926*, S. 380. Do., 'Die alten Feld- und Wiesengemeinschaften der Insel Fohr und ihr Erdbücher', *ZSRG, Bd. XLVII, 1927*, S. 674.
- 43) *SLL, vol. V*, s. 148 n. 59. VgLII, J §20.
- 44) *SLL, vol. V*, s. 148 n. 57. S. Erixon, 'Bebyggelsestruktur-(*op. cit.*)', s. 286. Do., 'Swedish village-(*op. cit.*)', s. 57. cf. 'Öland', s. 103-104 fig. 1. 'Vstång', s. 214, 260, 261. Britta Pallin, 'The "Bytomt" (Village Tofts) -Its Significance and Function', *GA, vol. L B, nr. 1*, s. 52.
- 45) これは他に "(liggær han) i hambri ok i forni skipt" と UL, B §1 pr, VmL, B §1 pr, ÖgL, B §1-2 に言及されている。ハンマー (hammare, 古スウェーデン語で hamar) の語義は (石) (岩) 山, 丘, 鉄製槌 (鋤か) などと解されているが定説はない。ハンマー分割は, 規則的な屋敷地および耕地の配置が不可能な地域における開墾および耕地分配の方法, あるいは, 地域性にかかわらず, 鋤投げによる開墾および耕地の分配等の見解がある。実施年代は, 太陽分割制以前ではあるが不明。なお, fornskifte とは異なる (*KLNM, vol. IV*, s. 516-517)。NorOb, *Bd. I*, S. 605. K. Amira, *Germanisches-(op. cit.)*, *Bd. II, 4te Aufl. 1967*, S. 91. S. Bolin, *op. cit.*, pp. 643, 645. *DRA: Bd. I*, S. 78-96, 223-224; *Bd. II*, S. 50-51, 65, 292. S. Erixon, 'Begyggelsestruktur-(*op. cit.*)', s. 279-280. *Etym, vol. I*, s. 331. D. Hannerberg, 'Solskifte-(*op. cit.*)', s. 255-258. F. Hecksher, *op. cit.*, p. 25. *KLNM, vol. VI*, s. 81-83. W. R. Mead, *An Historical Geography of Scandinavia, 1981*, p. 27. A. Meitzen, *op. cit.*, *Bd. III*, S. 534-537, 541 N. 1, 553-554 N. 1. L. Musset, *op. cit.*, pp. 88-89. *ORD*, s. 257-258. *RGA, Bd. II*, S. 372-373, 554. *SFT*, s. 288. Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor, 1904/1968*, pp. 265-267 n. 33. 'Vstång', s. 111-113. K. Wührer, *op. cit.*, S. 96-97. O-S. Lindquist, *op. cit.* P. Boissonnade (tr. Eileen Power), *Life and Work in Medieval Europe, 1964*, p. 272.
- 46) bilz(→bilder) は犁先 (plogbill)。春の犁耕作業を意味。 *SLL, vol. III*, s. 140 n. 78. *ORD*, s. 67.
- 47) byrþæ→byrgþ=byrgsl. 干し草と穀物の収穫 (ho-och sadesbargning)(作業)。 *SLL, vol. III*, s. 140 n. 78. *ORD*, s. 106.
- 48) *SLL: vol. I*, s. 188 n. 11; *vol. III*, s. 139 n. 69.
- 49) *SLL, vol. I*, s. 228-229, 233-234 n. 27-29, 238 n. 93-94. J. Brøndsted, *op. cit.*, p. 232. D. Hannerberg, 'Solskifte-(*op. cit.*)', p. 245-259. Do., 'Die Parzellierung vorgeschichtlicher Kammerfluren und deren spätere Neuparzellierung durch "Bolskifte" und "Solskifte"', *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jg. VI, 1958*, S. 28-29. *RGA, Bd. II*, S. 554. 'Öland', s. 135. cf. Axel Steensberg, *Gamle Danske Bondergårde, 1962*.
- 50) *SLL: vol. I*, s. 232 n. 3, 188 n. 13; *vol. III*, s. 139 n. 67, 140 n. 78. 本稿では太陽分割制について, その実施を可能とした根拠について問題を提起する。それは, 単に当該社会における土地制度自体を説明する手掛りとなるにとどまらない。以下若干説明する。まず, 太陽分割制の揺籃の地を特にデンマークとするか, イギリスとするかについて見解は分れている。しかし次の2点は指摘することができる。第1に, 諸論者は太陽分割制と開放耕地制の成立に深い相互関連を一致して指摘している。第2に, 開放耕地制の主要な担い手は土地を「保有」する農民であるが, 太陽分割制のそれは土地を「所有」する自営農民ブロードである。以上の2点から, 「保有」と「所有」に相共通する点が存在するのか否かが問題となる。そこで次に少し敷衍し, この問題を考える糸口を探ってみよう。
- 開放耕地制度の成立が段階的であったことはすでにみた(注40)。しかるにスウェーデン諸地域(註44)にみられ, 地方法書類に言及されている太陽分割制はすでに "artificial, ready-made" ('Öland', s. 127, 128, 129, 154), "rationelle Teilung von Boden" ('Vstång', s. 190), "complete" (G. C. Homans, *op. cit.*, p. 98) な制度であった。この点を考慮すると, 太陽分割制の実施は, 租税・地代徴収等の財政・行政的観点からの指導が作用した, との想定が可能である [W. R. Mead, *op. cit.*, s. 37. S. Piekarczyk, *op. cit.*, s. 194, 208-209. 'Vstång', s. 258-260. K. Wührer, *op. cit.*, S. 94-95, 97. 'Öland' s. 129-130. Ed., P. H. Sawyer, *Medieval Settlement Continuity and Change, 1976*, p. 98.]。しかし当該社会は,

そうした専一的な指導力、つまり行政権の発揮が可能であったとは思われない(本稿むすび)。それでは「所有」地の分割、(再)配分〔“a complete repartioning” (D. Hannerberg, ‘Solskifte-(*op. cit.*)’, p. 246), “a wholesale re-division” (‘Öland’, s. 127)] が容易に実施されることのできた根拠は何か。この点について、筆者の見落としがなければ、以下の太陽分割制に関する諸文献は言及していない。この根拠の解明は、上に述べた両制度間の問題、つまり相互に共通する点、齟齬する点に説明を与えることになろう。S. Aakjaer, ‘Villages, Cadastres et Plans Parcellaires au Danemark’, *Analesa D’Histoire Économique et Sociale* (以下 *AHES* と略記), *tom. I*, 1929, p. 564-565. S. Bolin, *op. cit.*, p. 645. T. K. Derry, *op. cit.*, p. 21. R. A. Dodgshon, ‘The Early Middle Ages, 1066-1350’, ed. R. A. Dodgshon & R. A. Butlin, *An Historical Geography of England and Wales, 1978*, p. 97. *DRA, Bd. II*, , S. 51, 65-67. S. Erixon, ‘Bebyggelsestruktur-(*op. cit.*)’, s. 285-286, 292. Dens., ‘Lantbruket-(*op. cit.*)’, s. 127-128. J. Frodin, ‘Plans Cadastraux et Répartition du Sol en Suède’, *AHES, tom. VI*, 1934, p. 51-52. Karl Haff, ‘Zu den Problemen der Agrargeschichte des Germanischen Nordens’, *Historische Zeitschrift, Bd. CLV*, 1937, S. 102, 105. D. Hannerberg, ‘Die Parzellierung-(*op. cit.*)’, S. 26-33. Mary Harvey, ‘Regular Field and Tenurial Arrangements in Holderness, Yorkshire’, *JHG, vol. VI, no. 1*, 1980, pp. 10, 16. G. C. Homans, *op. cit.*, pp. 94-101. Do., ‘Terroirs Ordonnés et Champs Orientés: Une Hypothèse sur le Village Anglais’, *AHES, tom. VIII*, 1936, p. 440-448. Sven Dahl, ‘Strip Fields and Enclosure in Sweden’, *SEHR, vol. IX, no. 1*, 1961, p. 57. *KLNM, vol. XVI*, s. 416-420. S-O Lindquist, *op. cit.* A. Meitzen, *op. cit.*, *Bd. III*, S. 527-555. L. Musset, *op. cit.*, p. 88-89. *NorOb, Bd. I*, S. 605-606. *ORD*, s. 584-585, 808-809. *RGA, Bd. IV*, S. 200. Brian Roberts, ‘Planned Villages from Medieval England’, ed. *R. H. Baker & J. B. Harley, Man Made the Land, 1973*, pp. 54-58. *SFT*, S. 288. ‘Solskifte’, s. 80-104. Axel Steensberg, ‘Bebyggelsen paa Landet i Danmark i Historisk Tid’, *NK, vol. XIII*, s. 260. A. Stomberg, *op. cit.*, p. 116. *SvHi, vol. II*, s. 29. P. Vinogradoff, *Custom-(op. cit.)*, p. 93. K. Willgren, *op. cit.*, S. 170-173. K. Wührer, *op. cit.*, S. 55.

- 51) 既墾地の生産高ないし地代額に応じて与えられた耕地の名称。その関係は、1 markland = 8 öresland = 24 örtugsland = 192 penningeland. Red. Göran Dahlbäck, *Det Medeltida Sverige i Uppland 1 Norra Roden*, 1972, s. 10. *ibid. 4 Tiundaland*, 1974, s. 11. *KLNM: vol. II*, s. 392-394; *vol. XI*, s. 457-461; *vol. XXI*, s. 1-4. *LoiV*, p. 222 n. 7. *NorOb, Bd. I*, S. 437. Alfred Schultze, ‘Dei Rechtslage des alternden Bauers nach den altnordischen Rechten’, *ZSRG, Bd. LI*, 1931, S. 283. *SHTju, vol. II*, s. 80-81. *SLL, vol. I*, s. 231, 34 n. 5, 144 n. 2, 188 n. 12. *SM, vol. I-1*, s. 243-245.
- 52) 共同所有地で共同用益から排除され、囲まれた土地。 *LoiV*, p. 222 n. 4. K. Willgren, *op. cit.*, S. (155-) 163. Red. Rolf Fladby, Steinar Imsen og Harald Winge, *Norsk Historisk Leksikon, 1974/1981*, s. 361. *RGA, Bd. I*, S. 52.
- 53) *SLL, vol. V*, s. 147 n. 5.
- 54) *SLL, vol. V*, s. 147 n. 55.
- 55) *SLL, vol. I*, s. 231. 既出 J §8 参照。
- 56) ÖgL, B §§1-1, 3-2 では八分区の6分の1 (sjättedels attung) となっている。 *SLL, vol. I*. s. 232 n. 5.
- 57) *SLL, vol. V*, s. 148 n. 57. 森で発見した蜂群すべてを取得する ‘lagha lot (正当な割り当)’ (Forn §7-2) を持つ者、とはこうした者か。ちなみに、八分区の8分の1に満たない者は囲繞地 (ウトスキプト) の利用権はなかったとはいえ、共同地での燃料用薪等は利用することができたようである。しかしこれについては異論がある。 cf. ÖgL, B §30. Karl Haff, *Institution des Deutschen Privatrechts, Bd. I*, 1927, S. 72. *DRA, Bd. II*, S. 22, 25. *SchR*, S. 43 N. 1. *SLL, vol. V*, s. 147 n. 55 56. Arne Thorsteinsson, ‘On the Development of Faroese settlements’, *MS Supplements, vol. II*, 1981, p.

189. 'Vstång', s. 114, 261.
- 58) Axel Olrik, *Viking Civilization, 1930/1971*, pp. 19–20. *SHTju, vol. I*, s. 259. *SLL, vol. V*, s. 147 n. 54. 'Vstång', s. 106–111. cf. Mats Widgren, 'A Simulation Model of Farming Systems and Land Use in Sweden during the Early Iron Age, c. 500 B. C. –A. D. 550', *JHG, vol. V, no. 1, 1979*, pp. 23–31.
- 59) Olaus Magnus, *Historia om de Nordiska Folken, 1555*, Bok. 13, kap. 11 (テキスト: Kommentar, John Granlund, vol. III, 1951/1976, s. 46–47). A. Olrik, *op. cit.*, p. 106. *SM, vol. I-1*, s. 219. *VA*, pp. 158–159. cf. W. Joyce, *op. cit.*, pp. 344–345.
- 60) *DRA, Bd. II*, S. 563. Konrad Maurer, *Vorlesungen über Altnordische Rechtsgeschichte 1907/1966* (以下 *VARG* と略記), *Bd. I*, S (Ib). 233–234, 249–251. *SLL, vol. V*, s. L–LXXIV. *SScan*, pp. 301–302. *RGA, B. II*, S. 226.
- 61) 道路の傍, あるいは屋敷間の空地。SKL, §67. Nat. Beckman, 'Små Bidrag till Älder Vastgötalagens Textkritik och Tolkning', *ANF, vol. XL*, s. 251–252. *SLL: vol. IV*, s. 46 n. 2; *vol. V*, s. 156–157 n. 1. *ORD*, s. 182.
- 62) *FDS*, s. 278. cf. K. Haff, *Institution des Deutschen-(op. cit.)*, S. 171–176. P. Vinogradoff, *Custom-(op. cit.)*, pp. 74, 91.
- 63) *SLL, vol. V*, s. 157 n. 13.
- 64) *SFT*, s. 287, 291–293, 302. ブーンドの「所有」地が自由に売買されながらも, 正式な手続を経た契約の締結の後に「村内に土地を所有するすべての者の前で七夜集会(の日時)が定められる (siunætting garæ firi… allem þen ær iorþ æghu i by)」(J §2 pr)。道路, 橋等の協同作業は, 領主に対する「義務 (Arbeitsdienstpflicht)」(K. Haff) でも「協定 (agreement)」でもなく, むしろ慣習 (customary establishment)」(Crump & Jacob) である。以上は村落共同体が「土地所有者すべて」を主体として機能していたことを明示している。これは彼らの「所有地」の歴史的な性格を検討するうえで留意すべき点である。C. G. Crump & E. F. Jacob, *op. cit.*, p. 307. Karl Haff, 'Zur Geschichte des germanischen Grundeigentums', *ZSRG, Bd. XLIX, 1929*, S. 433–435. Do., 'Die altnorwegischen Nachbarschaften und ihre markgenossenschaftliche Organisation', *VSWG, Bd. XXII, 1929*, S. 196. Do., 'Zum alteren norwegischen und deutschen Alprechte', *ibid.*, *Bd. XXVI, 1933*, S. 149–150, 153. Do., 'Geschlechtshofe und freie Marken in Skandinavien und Deutschland', *ibid.*, *Bd. XXVIII, 1935*, S. 132–135. A. Olrik, *op. cit.*, pp. 15–16, 19–20, 23, 25. *SLL, vol. V*, s. 142 n. 13.
- 65) 共同地あるいはその外側の土地の一部, 一定の尺度 (byamál) にしたがって私的に開墾され, 囲まれたもの。太陽分割によらない。これは当時の注目すべき土地取得形態である。VgLII, J§33. UL, B§14–13. VmL, B §14–11. *SLL: vol. I*, s. 231; *vol. II*, s. 158 n. 126; *vol. V*, s. 151 n. 82. H. C. Darby, 'The clearing of the Woodland in Europe', ed. William L. Thomas, *op. cit.*, pp. 191–192. *Etym, vol. II*, s. 1160. Howard L. Gray, *English Field Systems, 1915/1959*, pp. 158–161. G. C. Homans, *op. cit.*, pp. 54, 57, 84, 362–363. *LoiV*, p. 226–227 n. 2–3. *NorOb, Bd. I*, S. 607. *ORD*, s. 324–325. *RGA, Bd. I*, S. 52. Harald Uhlig, 'Old Hamlets with Infield and Outfield Systems in Western and Central Europe', *GA, vol. XLIII*, s. 294–295. P. Vinogradoff, *Growth-(op. cit.)*, p. 330. 'Vstång', s. 114–121. K. Willgren, *op. cit.*, S. 163. cf. "takmork" (Ebbe Hertzberg, 'Tivilsomme Ord i Norges Gamle Love', *ANF, vol. V, 1889*, s. 347, 352), "bre(o)ch(k); outfield; Bifang" (Gottfried Pfeifer, 'The Quality of Peasant Living in Central Europe', ed. William L. Thomas, *op. cit.*, p. 256. 大塚久雄著『共同体の基礎理論』1966年, 50, 94頁)
- 66) これは oðal (世襲地) そのものの分割ではなく, インタカされた土地の村民間での分割 "agoskifte" (*SLL, vol. V*, s. 137); "le partage des terres" (*LoiV*, p. 227). *ORD*, s. 493. 但し, J §17–3 の "oðælli" は oðal. したがって双方を Odalsteilung, Odal と訳す (*SchR*, S. 44, 47) のは軽率である。

- 67) 告知後7日(8日目)に開催される集会で、「土地所有者全員の前 (firi allum þem iorþ æghu i by)」で開催される。その「土地所有者」の下限は八分区の8分の1を担う者である。他の法廷との関係は、siunættinger-þing-(endaghi)-sægnarþing。J §§2pr (註 64), 19. *KLNM*, vol. XV, s. 316. *ORD*, s. 550. *SLL*, vol. V, s. XLVII-L, 151 n. 83. 註68。
- 68) 原義は sighia þing (法廷に事件を訴える) であり、その決められた期日 (endaghi) における法廷を意味する。これが必ず最終審であったか否かは明らかでない。 *KLNM*: vol. XV, s. 316; vol. XVIII, s. 335. *ORD*, s. 540, 624. *SLL*, vol. V, s. 36 n. 23. *VA*, p. 384. 註67。
- 69) *DRA*, Bd. II, S. 59. P. Vinogradoff, *Custom-(op. cit.)*, p. 94. S. Erixon, 'Swedish village-(op. cit.)', s. 71.
- 70) 他の北欧地域を含めた未墾地の開拓, 占有, 共同地での居住, 耕作など以下参照。J §§13-4, 17-1. VmL, B 21. DL, B §§10, 19-3. HL, B §16-1. SdmL, B §13. UL, B §21. Den ældre Gulathing-Lov §88. S. Bolin, *op. cit.*, p. 643. G. Bodvall, *op. cit.*, Alfons Dopsch, *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung, Teil I, 1923*, S. 403-404. *DRA*: Bd. I, S. 268-269; Bd. II, S. 49, 79-80. S. Erixon, 'Landbruket under Historisk Tid-(op. cit.)', s. 43-60. Ya. Gurevich, *op. cit.*, p. 43. E. Hertzberg, *op. cit.*, s. 353-356. *LoiV*, p. 226 n. 8. W. R. Mead, *op. cit.*, p. 25. A. Schück, *op. cit.*, s. 132-135. *SFT*, s. 283-284, 288. *SScan*, pp. 123-125. A. Stomberg, *op. cit.*, p. 116. P. Vinogradoff, *Custom-(op. cit.)*, pp. 72-73, 92, 97-98. K. Wührer, *op. cit.*, S. 84, 107-109. *SLL*: vol. II, s. 68 n. 36; vol. V, s. 153 n. 105-106. 拙稿「13世紀のゴットランド社会—ゴットランド法典にみる人民・平和・土地—」『西洋史学』111号, 1978年, 三。同「11—12世紀のノルウェー社会—Gulaþingsbók を中心にして—」『歴史学研究』480号, 1980年, 第III章。同「12—13世紀の『都市』—」(前掲) 第三章(2)。
- 71) Gösta Berg, 'Transportdon till Lands', *NK*, vol. XVI, *Handel og Samfærdsel, 1934*, s. 266-279. J. Brøndsted, *op. cit.*, p. 147-148. Sune Lindqvist, *Svenskt Forntidsliv, 1944*, s. 192-204, 241-247. *SScan*, pp. 168, 198-199. *VA*, pp. 256-261. *KLNM*, vol. XVI, s. 240-242. *SM*, vol. I-2, 1894, s. 1001-1004. David, M. Wilson, *The Vikings and Their Origins, 1970/1980*, pp. 26-27, 81-82.
- 72) 森を囲む場合は村落民全員の同意を必要とする。他人の森の果実は、仮にその森が囲まれていたとしても、一定限度の採集が認められる。他に、VgLI 以外にみられる他人の牧草の利用等参照。GL, §26-7 (Karl Schildener, *Guta=Lahg das ist: Der Insel Gotland altes Rechtsbuch, 1818* のテキストによると §35-3(=§26-12)。S. 58)。SdmL, B §§15-1, 28-2. SKL, §207. VmL, M §26-11. ÖgL, B §41-1. Den ældre Frostathing-Lov §XIV-15. Lex Visigothorum §VIII-4-27 (テキスト Hersg. Eugen Wohlhaupter, *Gesetze der Westgoten, 1936*, S. 238-239)。Edictus Rothari §§296, 300, 358 (テキスト Ed. Georgius Henricus Pertz, *Monumenta Germaniae Historica, Legum, Tomus IIII, 1868/1965*, pp. 70, 82)。*DRA*: Bd. I, S. 554-556; Bd. II, S. 37-38. *FDS*, s. 268-296. *SScan*, pp. 182, 187. 拙稿「12—13世紀の『都市』—」(前掲), 註124。なお、緊急避難からの観点は別の機会に譲る。
- 73) *SFT*, s. 288. P. H. Sawyer, 'Conquest and Colonization: Scandinavians in the Danelaw and in Normandy', *MS Supplements-(op. cit.)*, pp. 126-127.

第3章 社会的背景⁷⁴⁾

第2章において、標準的村落共同体成員の土地「所有」権は、実は「占有」権的性格のものである、と想定した。次に問題となるのは、その「占有」権を保障する根源、つまり権源〔権原 (tittle) ではない〕である。その場合、その権源になんらかの威権を想定するのは当然である。

本章では、主に窃盗、殺人事件の解決方法を検討することにより、その威権を探りたい。

窃盗、殺人事件の解決方法は、結論的に言えば、フェーデ(血讐)、平和喪失および賠償が併存していた〔「窃盗 (Piufua bolker)」(以下 Tj と略記) §§2, 3. VgLII, Tj §17. M §§1-3, 4, 5-2, 6, 8~11. Ä §15. VgLII, Ä §19〕。しかし賠償による方法はあくまでも被害者親族の意志に依存しており (“vilæ per bötær takæ” (M§1-4)), 「原告はフェーデをなすか賠償を受領するか、いずれを望むとも自由な権限を享受する (pa a malseghande walde hwat han will hældær hæmpnæ. æller wip botum takæ.)」(UL, 「平和享受 (Manhæliæs balkær)」§9-2) のである。したがって賠償による方法は、一般的解決方法であったとは言い難い。さらに次の事情を斟酌してみる必要がある。第1に、賠償による解決は当時の道徳的感情から言えば、不名誉⁷⁵⁾なこと。第2に、自由身分の成人は一定の武器 (folksvappen)⁷⁶⁾の具備を必要とした。これはフェーデと密接に関連⁷⁷⁾した。なぜならば、賠償の履行に赴く場合、武器の携行制限⁷⁸⁾があった。この武器の携行制限はむしろ平和的な賠償の履行を疑問視するに充分である。

古代的社會慣行であるフェーデは依然として顕在していた。但し、その慣行に一定の規制が加えられようとしていたこともたしかである。たとえば、こうした状況は、一定の賠償協定ないし刑罰不履行の者が陥るべき破廉恥規定 (「賠償不能 (Orbotæmal)」§2) に窺うことができ、この意味で当該規定は、いわゆる「第二次的平和喪失 (“sekundäre” Friedlosigkeit)」⁷⁹⁾との解釈も可能である。しかし詳細に検討してみれば、これは所詮「当為」規定にすぎなかった⁸⁰⁾。したがってフェーデに対してさまざまな制限 (inskränkandet och motarbetandet av den gamla blodshämnden)⁸¹⁾は施されつつも、その改廃のため闘い (kämpa(r)… for blodshämndens avskaffande; kamp mot blodshämnd, självhämnd och släktfejð)⁸²⁾は依然として継続してゆかねばならなかった、これが当該社会の実情であった⁸³⁾。

さて、本章の冒頭にたちかえてみるならば、本橋にみたフェーデ慣行の顕在は、第2章でみた土地「所有」権、つまり「占有」権的性格とはいかなる関係にあるであろうか。はたして、この慣行は、土地「占有」権を保障するなんらかの威権たりうるであろうか。最後にこの点を検討してみよう。

註

74) 詳細は、別稿「北歐中世（スウェーデン）における自力救済慣行——実力社会の一考察——」『城西人文研究』第13巻、1986年参照。

75) Marc Bloch, *La Société Féodale*, 《L'Évolution de l'Humanité》, 1939/1968, p. 51. Gunnel Hedberg, 'Litteratur', *Svensk Juristtidning*, vol. LXIII, 1978, s. 262. RGA. Bd. II, s. 16. Christoph Riggenbach, 'Die Tötung und ihre Folgen', *ZSRG*, Bd. XLIX, 1929, s. 148-149. *SLL*, vol. I. s. 119-120 n. 34; 121 n. 50. SSSR. s. 5, 33. 拙稿「13世紀のゴットランド社会——(前掲), (二)。

76) 成人自由人男子が備えるべき武器 (folkvapn) の品目、つまり盾 (skœld), 剣 (sværp), 兜 (hjælmer, kætilhöd) 等は史料により一定しない。HL, 「法喪失 (Retlosæ bolkoer)」(以下 R と略記),

- §14-2. SdmL, Add§2. UL, Ä §10. ÖgL: B §14; 「婚姻 (Giptar bolker)」 §15; V§6-1.
- 77) Hans Fehr, *Das Waffenrecht der Bauern im Mittelalter*, *ZSRG, Bd. XXXV, 1914*, s. 112-113, 124-127, 194-195, cf. 134-135, 137, 142-143, 145-146.
- 78) ÖgL, V §6-1. *SLL, vol. I. s. 97 n. 23. VARG, Bd. V, s. 126, 307.*
- 79) Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, 15. Aufl., 1978* (以下 *DRG* と略記), s. 35, 83.
- 80) 詳細は省くが, M §§9-11 は「家の平和(hemfriper)」を示している(通説的)。しかし M §8 はこれを破る可能性を示している。後者の点についてさらに, M §1-3 に関連して, *SLL, vol. V, s. 37 n. 28* 参照。当為と現実との乖離, 規定間の矛盾は本稿史料の特徴であり, それ自身社会的背景を反映したものである。
- 81) *SFT, s. 264.*
- 82) *ibid., s. 265. SvHi, vol. II, s. 27.*
- 83) Ingvar Andersson, *Sveriges Historie Gennem Tiderne, 1941*, s. 51. Ed. Jørgen Bukdahl & etc, *Scandinavia Past and Present From the Viking Age to Absolute Monarchy, 1959*. pp.130-132. *DRA: Bd. I, S. 401; Bd. II, S. 519. DRG, S. 182-183, 240.* Ole Fenger, 'The Danelaw and the Danish Law: Anglo-Scandinavian Legal Relations during the Viking Period', *Scandinavian Studies in Law, vol. XVI, 1972*, p. 92. *KLNM, vol. VII, s. 241-242.* A. Olrik *op. cit.*, p. 21. Eric G. Oxenstierna, *Die Wikinger, 1959/1979*, S. 13. Chr. Rikkenbach, *op. cit.*, S. 80-81. *SFT, s. 262, 264-266. SScan, pp. 27-28, 296-298. VARG: Bd. III, S. 37, 109, 111-112, 184, 192, 195-196; Bd. V, S. (51) 75-102, 711-732.* K. Wührer, 'Reviews and Notes', *MS, vol. V, 1972*, pp. 192-195. cf. *FDS, s. 354.* Den ældre Frostathings-Lov §IV-39. Den ældre Borgarthings-Lov §II-15 (テキスト *NGL, vol. I*). 拙稿「13世紀のゴットランド社会——」(前掲), 二。同「11-12世紀のノルウェー社会——」(前掲), 註14。同「12-13世紀の『都市』——」(前掲), 第三章。なお, フェーデの実行には血族紐帯の強弱が関係する。血族紐帯は依然として強かったと思われる。M §1. J. Brøndsted, *op. cit.*, pp. 256, 291, 316-317. T. K. Derry, *op. cit.*, pp. 23-24. *DRA, Bd. II, S. 233.* Estyn Evans, 'The Ecology of Peasant Life in Western Europe', ed. William L. Thomas, *op. cit.*, pp. 226, 229, 231. K. Haff, 'Überbleibsel strenger Feldgemeinschaft-(*op. cit.*)', S. 378-381. A. Loit, *op. cit.*, s. 24. W. R. Mead, *op. cit.*, p. 35. *Norob, Bd. I, S. 19-20.* A. Olrik, *op. cit.*, pp. 21-22. E. G. Oxenstierna, *op. cit.*, S. 39, 144. N. Pounds, *op. cit.*, pp. 201, 207-208. *SScan, pp. 23-30, 312. SSSR, s. 1-2.* Sverre Steen, 'Die norwegische sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Literature von 1914-1928', *VSWG, Bd. XXII, 1929*, S. 389. A. A. Stomberg, *op. cit.*, p. 110. *SvHi, vol. II, s. 27.* M. Widgren, *op. cit.*, p. 26. K. Willgren, *op. cit.*, S. 149. K. Wührer, 'Literatur', *ZSRG, Bd. LIX, 1939*, S. 453-454. Bertha Surtees Phillpotts, *Kindred and Clan in the Middle Ages and after, 1913*, pp. 68-78, 246, 254. cf., M. Bloch, *La Société-(op. cit.)*, p. 204. H. Koht. *op. cit.*, p. 377.

む す び

さて, ここで本稿の冒頭に掲げた問題提起にたしかえらなければならない。第2章の検討によれば, 「土地所有者 (självägande- eller allodialbönder)」であるブーンドのかかえる土地の属性は, 一方において, 「本来的所有」, つまり他人の利用を排除する私的所有, ではなく, むしろ村落共同体規制に深く規定されており, 他方において, 村落共同体成員ブーンド個々の主体性を必須条件とするような, 相互に二律背反的な関係にありながら, しかも不可分な関係を内包して

いる、「占有」的なもの、と想定することができた。この想定は、ランドブーの歴史的転化過程、つまりランドブーはブーンドの一部が転化したものという前記リンドクヴィスト説を振返ってみることによっても、これを補うことができる。彼の見解を敷衍してみれば、次のように考えられる。すなわち、歴史的に遡れば、ランドブーもブーンドと同様に土地[・]所有農民であった。しかもさらに遡った歴史的段階を想定しうるならば、すなわち、共同体規制にまったく依存した土地利用の段階、たとえば J. Caesar, *De Bello Gallico* (ca. 52-51 B. C.) §§IV-1, VI-22; C. Tacitus, *De Origine et Situ Germanorum* (ca. 98 A. D.) §26 などの示す歴史的段階を想定しうるならば、彼らは土地占有農民であったと言える。つまりブーンドはまさに土地占有農民の系譜をひくものということができる。しかもこの系譜はけっして間接的なものではない。さらに一步推察を進めるならば、本稿で検討された村落共同体（規制）、共同地（分割、利用）などの諸点を含めて判断すれば、ブーンドの土地「所有」の実態は、「個別利用（占有）（Sondernutzung）」から「個別所有（Sondereigentum）」への発展、成立前後の事情を示すものといえる⁸⁴⁾。

以上の考察は、別な観点に立てば次のように換言できる。まず、第3章の検討とその結論によれば、当該社会においては古代的社会慣行たるフェーデ（血讐）が顕在していた。ところで、フェーデとは、法理念的に言えば、氏族組織（^{ジッペ}Sippe）を単位とする自力救済行為である。この氏族組織が「保護共同体（Schutzgemeinschaft）」⁸⁵⁾であった限り、国家の成立はこの組織との「戦いによって（im Kampfe）」⁸⁶⁾成立した、と考えられるならば、フェーデ慣行の顕在は国家成立への[・]否定的要素である。しかし裁判集会を前提とする（第二次的）平和喪失、賠償、刑罰の裁定など直接当事者によらない第三者的機関を媒介とする解決方法も提示されていた。これはなんらかの公権の成立を予想することのできる[・]肯定的要素である。しかし問題はその現実性、実効性である。この点について振返ってみるならば、裁判集会に基づいた刑罰、賠償などによる解決方法は、[・]所詮被害者（親族）の[・]意志に依存するものであった、ということである。被害者（親族）の[・]意志（の尊重）とは、結局フェーデ権（の実行）と相通ずるものである。要するに、これはむしろ当該社会がフェーデ慣行顕著であったことを如実に示すものといえる。つまり当該社会においては、国家的公権はその成立の緒についたばかりの段階であったといえる。したがって個々人はフェーデ（権）に象徴される[・]實力に依存して生計を営まざるをえなかったのである。当然かれらの経営する土地もこの[・]實力に依拠して確保し続けなければならなかった。端的に言えば、個々人の[・]實力以外に各経営体の土地「所有」を守り保障するものはなかったのである。なるほど一方では、耕地等の土地の開発は、共同体による全体的調整の下に、共同でなされる部分を持っていた。しかし他方、耕地の取得、経営は個々人の主導、主体性が前提、不可欠であった。こうした個人的要素は共同地の分割、水車施設の設置、柵および境界標示設置の必要性などに象徴的に示されている。このように、かれらがかかえる土地の「所有」権は、第三者的権限の裏づけもなく、

直接個々に、実力によって確保、維持されたのであり、畢竟するにこれは「占有」権的性格を越えるものではないのである。

なお、土地「所有」者しかしその実「占有」者であるブーンドの社会的地位について付言すれば、第2章、第2節でみたように、彼らは自らを成員として成員間の諸問題を全体として調整するために、一定の共同体規制を伴う村落共同体を形成する。しかし、その権能は各成員に基礎を置くものであり、その逆ではない。彼らが社会経済的に自立し、したがって地方分権が著しい (Isoleringen inom landskapen… måste utbilda egenheter… och hvar sådan egenhet bidrog att stärka sjelfständighetskänslan.)⁸⁷⁾ のも当然である。より大きな社会的「勢力」 (den socialt lägre stående)⁸⁸⁾であるブーンドは、土地に関する紛争においてランドマン (lændær mapær 土豪的役人)、司教に劣らない (J §5; Vg LII, J §13)。これのみではない。「カルル (ブーンド一筆者註) と王とが紛争を起した場合、証明 (権) は常にカルル (ブーンド) にあって、王にではない (Nu pær sum þe dela karl ok kunungær; þa aghe karl uitzs orþ ok egh kunungær)」 (ÖgL, J §2)。ブーンドは王に対しても劣ることのない「より有利な立場 (en mer gynnad position)」⁸⁹⁾を享受することができたのである⁹⁰⁾。

以上本稿において検討したところによれば、中世スウェーデンの自由独立の農民ブーンドは、国家成立以前の段階にあって、個々人の実力により土地を占有する主体であった。このことから当該社会については次の2点を演繹できる。第1に、ゲルマンにおける土地支配の特殊な形態、つまりゲヴェーレについて言えば、彼らの土地支配形態は、たとえば J §20, Kv §2 などに象徴されているように、事実上の支配を必須条件としているのみならず、まさにその裏返しとして、彼らの「占有」が他人の潜在的利用をまったく排除するものではないという点において、西欧中世社会にみられた観念化されたゲヴェーレとは、その観念化の過程において一層未発達である。換言するならば、あたかも動産を客体とするゲヴェーレであるかのような、本来のゲヴェーレの性格を保持しており、この点においていわば古代的ゲヴェーレをその特徴としている。したがって、仮に北歐中世において、土地の支配関係について、敢えて「所有」と表現するならば、それはせいぜい土地との即物的支配関係以上を示すものではありえない。当該社会においては、土地支配における重疊的ゲヴェーレは理論的に困難である。第2に、個々人を構成員とする村落共同体、具体的には種々の集会、によって自分たちの問題の解決を計ったから、領主裁判権成立の条件はない。つまり経済外強制の法的根拠がない。以上の2点は、問題提起(A)に掲げられた北歐中世における「封建制成立説」を主張するためには、その要件が欠如していることを示している。また同所で提起された「農民の自由」については、経済外強制の条件が欠如しているという限りにおいて、その根拠とすることができる。以上のように解すことによって、(A)で問題とされた二つの点は統一的に理解することができる。

問題提起(B)について言えば、「売買と相続の事実」からただちに「発展した所有権」を結論づけることが短絡であることは明らかである。但し、この場合「発達した所有権」を、ゲヴェーレにおいて事実的支配からの観念化が高度に進展した形態、否むしろローマ法的な所有権を意味するものと解した場合である。独立農民が己の実力によって他人の「所有」地を奪うこと、したがって立場を変えれば奪われること、が土地獲得（喪失）のむしろ常套手段（原因）であったことは、サガのよく示すところである。本稿に示された土地「所有」形態を仮に「個人的土地所有」と規定するならば、個人的土地所有とはつまり、当時の人々にとって、客観的に排他的所有に至っていない占有であるだけでなく、主観的にも排他的に所有することのできない占有として認識されていたものに他ならない。次に「法的に公認」について言えば、仮に「公認」を国家的公権に基づくものと解した場合、その根拠のないことは明らかである。

問題提起(C)について言えば、当該社会における土地「所有」権が、西欧の封建的所有権とは根本的にその性格を異にしていることは明らかである。さらに、裁判領主権の成立条件が不十分であったことを斟酌するならば、ブーンドは地主としての立場においても、西欧封建領主が農奴に及ぼしたのと同様の権力を行使したとは考えられない。この点を象徴的に言えば、ブーンドは、西欧封建領主とは異なり、なによりも自ら働く農民であった（yrkir oc iortheghandæ sialuir-SkL, §225; §239 (SLL, vol. IV)) のみならず、ランドブーと「同一の階級あるいは社会集団」に属したのである⁹¹⁾。こうした考察によれば、第1に、まったく異なる視点からではあるが、ブーンド（地主）とランドブーとの間に強度な隷属関係を想定するピカルチェクの所説に賛成することはできず、グレンツナー、リンドクヴィストのそれに賛成することができる。第2に、「地主—借地人」という経済関係から、ただちに「領主—農奴」という階級関係を結論づけることには問題がある。

以上、本稿において検討した中世スウェーデンにおける土地「所有」の実態は、ヨーロッパの中世成立期における土地制度を検討する場合、示唆するところ少くない。しかしヨーロッパの土地制度を主題として包括的に検討することは、本稿の課題を越えるものである。したがってこの問題は別の機会に譲らざるをえないが、若干付言しておきたい。

この問題は、本稿の冒頭で言及したように、一語で言えば、マウラーのマルク共同体説、クランジェの領主制説、それぞれを対抗関係としてこれまで議論されてきた。本稿に則して言えば、この議論は次のように論ずることができる。当該社会において、個々人の[・]実力という点を強調するならば、これは領主制支配、豪族制支配等を想定するドプシュ A. Dopsch, ヴューラー K. Wührer, リュトゲ Fr. Lütge 等のいわゆる新領主制説的見解に適合する。これはさらに居住形態について理論的に敷衍するならば、散居制を想定するのが整合的である。しかしこの解釈はまさに[・]実力という論点そのものに欠陥をもっている。つまり[・]実力とは結局国家的公権の裏づ

けのない占有でしかないのである。すなわち、ブーンドは個々に実力により土地を確保しているにすぎず、しかも共同地の存在や共同体関係をまったく無視することはできないのである。こうした点を重視するならば、ペロー、ハフ K. Haff などの共同体制説的見解を考慮しなければならない。これは、耕地（再）配分制、村の建設等に注目し、居住形態について敷衍するならば、村落制を想定することが理論的に整合している。現在領主制の見解が趨勢であることは既述のとおりであるが、このように共同体制的論点を無視することはできない。

マルク共同体をめぐる諸問題は、従来の2大学説の二者択一、極言すれば、「私有」制か「共有」制か、で解消するものでないことはここに明らかであるが、本稿で検討した中世スウェーデンにおける前国家段階の実力による土地の支配という西欧中世社会にみられない特殊性について、他の北歐地域を含め、より深く検討することにより、その解決の糸口を探し出すことができるのではなかろうか。なぜならば、北歐中世は次のような歴史的段階にあったからである。すなわち、北歐中世に典型的な封建制が未成立⁹²⁾であったのは、封建的再編成に必要な「封建国家権力 (den feodala statsmakten) (が) 弱体 (svagare)」⁹³⁾なため、「前封建的、原基国家的社会構成 (en förfeodal, protostatlig samhällsformation) (を) 突き崩す (bryta ner)」⁹³⁾できなかったからである。その理由は、特に中世スウェーデンについて言えば、前記諸地方法書類の成立年代よりも「より古い体質 (ålderdomligare typ)」⁹⁴⁾と「はるかに後進的な経済発展段階 (a far more primitive stage of economic development)」⁹⁵⁾にあったからである。こうして北歐は「2世紀後れ (two centuries earlier)」⁹⁶⁾ていたにとどまらず、特にヴァイキング活動以降西欧との連絡は認められるものの、そこには概して西欧では民族大移動以後失われてしまったであろうかすのゲルマン的特質を検証することができるかと推察されるからである。本稿は、具体的には第1章に掲げた問題点を解明せんとすることで尽きてしまった。しかし仮に本稿が、より広い視点からみて、ヨーロッパの中世初期における土地制度を検討するための、その予備的作業の一小行程なりうるならば、ほぼその目的を達したと言わねばならない。

註

84) これは太陽分割制、開放耕地制をめぐる問題（註40, 41, 50）を、その限りにおいて解きほぐす。以下参照。註70。H. Björkvik, *op. cit.*, pp. 50, 53-54, 54 n. 7-8. A. Dopsch, *op. cit.*, S. 255-257, 322, 326, 329-330. Do., *Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*, 1928, S. 266-271. DRG, S. 46. E. Evans, *op. cit.*, p. 220. K. Haff, 'Literatur', *ZSRG, Bd. XXXIII. 1912*, S. 540-542. Do., 'Überbleibsel strenger-(*op. cit.*)', S. 378-382. Do., 'Zu den Problemen-(*op. cit.*)', S. 101. P. W. Joyce, *op. cit.*, vol. I, 1913/1968, pp. 184-186. Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Bd. I*, 1928, S. 18-29. W. R. Mead, *op. cit.*, p. 35. A. Olrik, *op. cit.*, p. 25. K. Willgren, *op. cit.*, S. 147-151. RGA, *Bd. I*, S. 52. cf. G. Bodvall, *op. cit.* なお、以上の推論は、「私有」ではない(塚田前掲論文, 44頁)という限りにおいて、塚田氏の主張と相違はない。しかし、「耕地共同体の意志の個人に対する優先」(同48頁)を主張される根拠は、氏の独特な解釈

- (本稿註32, 41) によるものであるが、筆者はその素朴な論拠に不満であるのみならず、個々人が共同体に埋没しているかのような当該社会認識には賛成できない。前述のように、個々人は共同体形成の主体である。それにもかかわらず彼らが土地を排他的に所有しえないのは、後述するように別な論拠による。
- 85) *DRG*, S. 16. *RGA*, *Bd. IV*, S. 183. このようなシッペ理解については最近疑問が出されているが、ここでは触れない。なお、註83参照。
- 86) *DRG*, S. 23.
- 87) *SM*, *vol. II-3*, s. (36-) 41. *SvHi*, *vol. II*, s. 22. Birger Nerman, *Sveriges Rikes Uppkomst, 1941*, s. 224-225.
- 88) *SLL*, *vol. V*, s. 145 n. 42.
- 89) *ibid.*, *vol. I*, s. 155 n. 6.
- 90) 王との関係で言えば、現ウプサラ Uppsala の近くモラーティング MoraPing で選出された王は地方へ巡回して承認を得なければならない。王は民意を尊重すべく、場合により王自身犠牲の対象となる。R §1. UL, 「王 (kununx balkær)」(以下 Kg と略記) §1. SdmL, Kg §1. Den ældre Frostathings-Lov §IV-50. Heimskringla, The Olaf Sagas, Saga of King Olaf The Saint ch. LXXXI (テキスト tr. & rev. Samuel Laing & Jacqueline Simpson, *Snorri Sturluson Heimskringla The Olaf Sagas, 1914/1978*, p. 190). *ibid.*, Sagas of the Norse Kings, The Ynglinga Saga ch. XVIII, XLVII (テキスト tr. & rev. Samuel Laing & Peter Foote, *Snorri Sturluson Heimskringla Sagas of the Norse Kings, 1930/1975*, pp. 18, 38-39). O. Magnus, *op. cit.*: Bok. 1, Kap. 31 (テキスト *op. cit.*, *vol. I*, s. 69); Bok. 8, Kap. 1 (テキスト *op. cit.*, *vol. II*, s. 60-61). William A. Chaney, *The Cult of Kingship in Anglo-Saxon England, 1970*, pp. 14-15. T. K. Derry, *op. cit.*, pp. 24-25. *DRA*, *Bd. I*, S. 327-328. J. Guinchard, *op. cit.*, pp. 86-89. Karl Gustav Ljunggren, 'Landman och boman i vikingatida kallar', *ANF*, *vol. LXXIV, 1959*, s. 122. Ed. J. Bukdahl, *op. cit.*, pp. 118-119, 226. *Loiv*, pp. 200-201 n. 2, 3. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest, 1962/1970*, p. 168. B. Nerman, *op. cit.*, s. 222-224. *NorOb*, *Bd. I*, S. 16-18. E. G. Oxenstierna, *op. cit.*, S. 39. *RGA*, *Bd. III*, S. 90. *SchR*, S. VIII-IX. *SFT*, s. 22, 25, 287, 302-303. *SLL*: *vol. I*, s. 51-53 n. 1-4; *vol. III*, s. 49-56 n. 1-3; *vol. V*, s. 117-120 n. 1-10, 145-146 n. 42. *SScan*, pp. 30-31, 278-280. A. Stomberg. *op. cit.*, pp. 108-110, 158. *SvHi*, *vol. II*, s. 22, 27-30. *VA*, pp. 29, 36, 128, 137, 138. 註27-29. 拙稿「12-13世紀の『都市』——」(前掲), 註47。
- 91) 規定中の iortheghandæ (土地所有者) はこの場合ランドブーの地主である。註26。A. Holmsen, 'Landowners and Tenants in Norway', *SEHR*, *vol. VI, no. 2, 1958*, p. 122. H. Koht, *op. cit.*, p. 369. cf. K. Helle, *op. cit.*, p. 172.
- 92) I. Andersson, *op. cit.*, s. 56. David K. Bjork, *American Historical Review*, *vol. XXXII, 1926-27*, p. 845. Robert Boutruche, *Seigneurie et Féodalité, 2^e éd. 1968*. p. 274-275. J. Guinchard, *op. cit.*, p. 89. J. A. Gurevitsj, *op. cit.*, s. 47-53. Oscar Albert Johnsen, 'Die wirtschaflichen Grundlagen des ältesten norwegischen Staates', A. Dopsch, *Wirtschaft und Kultur, 1938/1966*, S. 272. C. F. Keary, *The Vikings in Western Christendom, 1891/1975*, p. 534. H. Koht, *op. cit.*, pp. 382-385. A. Loit, *op. cit.*, s. 23. *LoiV*, p. 219-220 n. 6. Allen Mawer, 'The Vikings', *The Cambridge Medieval History, vol. III, repri. 1968*, pp. 329-330, 337. W. R. Mead, *op. cit.*, p. 50. A. Meitzen, *op. cit.*, *Bd. II*, S. 512-513. *NorOb*, *Bd. I*, S. 13. A. C. O'Dell, *op. cit.*, p. 122. *SScan*, p. 48, 54. P. Vinogradoff, *Custom-(op. cit.)*, p. 33. 拙稿「12-13世紀の『都市』——」(前掲), 註47, 82。
- 93) *LÄM*, s. 154.
- 94) *SvHi*, *vol. II*, s. 27. もっとはっきり言えば "Das skandinavische Recht weist... sehr alter-

tümliche Merkmale auf” (*DRG*, S. 13); “Im Ganzen genommen haben die schwedischen Rechte bis in die zweite Hälfte des 13. Jahrhunderts einen höchst alterthümlichen Charakter bewahrt.” (*NorOb*, *Bd. I*, S. 16)。オラフ・シェトコヌング Olaf Skötkonung はスウェーデンにおける最初のキリスト教改宗王であった(1008年)。しかし、古ゲルマン的慣習 (*gammalgermanska sedvanerätten*) (*SFT*, s. 261), たとえば決闘 (*einvígi*, *hólmganga*) など一種の神判が存在し、依然として異教の時代であった (*Äldre Västgötalagen stod... den hedniska tiden nära.*) (*SvHi*, *vol. II*, s. 28)。Heimskringla, *Saga of King Olaf The Saint*, ch. LXXVI (テキスト前掲 pp. 184-185)。I. Andersson, *op. cit.*, s. 36-43。J. Brøndsted, *op. cit.*, pp. 243-244, 310-312。Olav Bø, ‘*Hólmganga and einvígi*’, *MS*, *vol. II*, pp. 132-148。T. K. Derry, *op. cit.*, pp. 35, 40。 *DRA*, *Bd. I*, S. 629-630; *Bd. II*, S. 434, 590。 *DRG*, S. 13, 38, 86。C. F. Keary, *op. cit.*, pp. 39-43, 58-59, 159 n. 1。T. D. Kendrick, *A History of the Vikings, 1930/1968*, pp. 137-138。H. Mitteis, *Der Staat des hohen Mittelalters, 1948*, S. 472-473。Ed. J. Bukdahl, *op. cit.*, pp. 130-134。L. Musset, *op. cit.*, pp. 107, 130-132。Theodor Möbius, *Altnordisches Glossar*, 1866, S. 75, 199。 *NorOb*, *Bd. I*, S. 14-15, 17。A. Olrik, *op. cit.*, pp. 44-51, 139-140, 146, 209。E. G. Oxenstierna, *op. cit.*, S. 52, 160-162。 *RGA*, *Bd. II*, S. 322; *Bd. IV*, S. 596-597。 *SFT*, s. 72-73, 249-250, 261, 266。 *SScan*, pp. 127, 306-309, 387-390, 390 n. 39, 394-396。 *SSSR*, s. 50。J. Steenstrup, *op. cit.*, *vol. I*, s. 325-331; *vol. IV*, s. 218-227。A. Stomberg, *op. cit.*, pp. 136-142。 *SvHi*, *vol. I*, s. 187, 209-210。 *VA*, pp. 33-63, 377-381。 *VARG*, *Bd. I*, S. 238; *Bd. V*, S. 35-36, 694-711。D. M. Willson, *op. cit.*, pp. 93-94。松崎巖「北欧における書記言語の成立と教育」『東京大学教育学部紀要』第22巻, 1982年, 65頁。拙稿「11—12世紀のノルウェー社会——」(前掲), 註49, 91。同「12—13世紀の『都市』——」(前掲), 註35。

95) F. Hecksher, *op. cit.*, p. 59.

96) Georges Duby, tr. Cynthia Postan, *The Chivalrons Society, 1977*, p. 7.

(付記) 本稿使用の決定版ともいえる原典史料集 *SSGL*, *NGL* は, Dr. Jonathan Shepard (Selwyn College, Cambridge) の仲介による, Cambridge University Library の Microfilm Copy によるものである。深く謝意を表したい。

The Form of Land Ownership in Mediaeval Scandinavia (Sweden)

—as a step to the study of land ownership
history in the early mediaeval Europe—

Masayoshi Fusejima

We have a long history of arguments as to the system of land ownership in the pre- or early mediaeval European history, which are still unsolved. G. von Below inststed on the rotation of theories. Generally speaking, arguments done hitherto are based on historical materials and documents of Western Europe. But it is quite indispensable to research into those of Northern Europe (nordic countries) so that the problem hereupon may be solved in view of Europe on the whole. This article makes an attempt to inquire the system of land ownership in the mediaeval Scandinavia by means of a historical document called *Äldre Västgötalagen* as its main historical document and with other related documents together, which was compiled in the early years of the 13th century in Sweden. Commenting upon the assertions of some scholars, I here present the three following points as the concrete problems. (1) Whether the feudal system was established in the mediaeval Scandinavia. What is the ground for, so to speak, relative freedom enjoyed by the mediaeval Scandinavian peasant? (2) Whether the land ownrship of peasant in this period was “developed ownership” and was “approved by law”. (3) Whether the tenant of mediaeval Sweden was ill subordinated to his landlord. (Here are briefly discussed in this article the different opinions over this point among S. Piekarczyk, P. Glanzner, and Th. Lindkvist.)

Judging from the description of the document that the land can be bought, sold, mortgaged, donated, it could be supposed to have been an estate owned privately. But according to some facts that grass in a pasture belonging to another person can be used by anybody who need it, people can pass through the field held by another

person after harvest, and fields are redivided and reportioned (solskipt), the land could be judged not to have been privately owned but occupied and allowed others to make use of. The character of this land occupation could also be inferred from land acquiring process, that is, the land is acquired under two antinomic conditions of individual intention and communal regulations.

Next problem is the reason why land ownership did not more highly develop than occupation. Paying attention to the social background, blood feud was the most practical and traditional way of retaliation in the case of, for example, theft and murder; outlawry and reparations by law-meeting following next. This might mean that the state or state-like authority was developed too insufficient to restrict the feud, and the society was based on the individual arms and capability. That is to say, the land is necessary to keep held as a matter of fact (de facto), and that by means of private power of the individual, or self-help. Accordingly the guarantee of land ownership depended upon arms and capability of the individual, not the authorized power like a state.

The inquiry above might prove the form of land ownership in this society to have been at a primitive stage of development in the historical character of land ownership typical in Germanic society (Gewere). This could be the kernel of the answers to the three questions presented in this article. Regarding the arguments over the system of land ownership in pre- or early mediaeval Europe, the typical feature revealed here makes it necessary to consider the both sides of a lordship theory (like F. de Coulanges, A. Dopsch, K. Wührer) and a communal theory (like G. L. von Maurer, G. von Below, K. Haff). But the consideration in wider range is the future task of mine, and now I must satisfy myself to set this article at the first step to the task.